

富士山火山広域避難計画【対策編】
(案)

平成 27 年 3 月

富士山火山防災対策協議会

目次

第3編 避難対策	1
第1章 協議会・国・県・市町村等の体制	2
1. 協議会の体制	2
1-1 平常時の対応	2
1-2 火山活動に異常が認められたときの対応	2
1-3 噴火開始後の対応	3
1-4 小康期の対応	3
2. 国の体制	4
2-1 政府の体制	4
2-2 気象庁等の監視・観測体制	6
2-3 国土交通省等の活動体制	10
3. 県の体制	12
3-1 山梨県の体制	12
3-2 静岡県の体制	13
3-3 神奈川県体制	14
4. 市町村の体制	15
5. 合同会議の開催	16
6. 火山活動の各段階における体制・対応	18
第2章 情報伝達	21
1. 関係機関及び住民等への情報伝達	21
1-1 火山活動に関する情報伝達	22
1-2 協議会内の情報伝達体制	28
1-3 一般住民、観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達	30
1-4 情報伝達例文及び広報手段	41
1-5 国内外への情報伝達・広報	44
2. 報道対応	45
第3章 避難対策	47
1. 広域避難者の受入れに係る基本事項	47
2. 入山規制	52
3. 警戒区域の設定	55
4. 広域避難路の指定及び確保	57
5. 交通規制	61
5-1 道路交通規制	61

5-2	高速道路等における交通規制	64
5-3	鉄道における運行規制	67
5-4	航空機の安全運航のための措置	70
6.	広域避難路等の堆積物の除去	71
6-1	除灰等に係る対応	72
6-2	火山灰の処分	75
7.	避難者の輸送	77
8.	避難行動要支援者等への避難支援	79
8-1	避難行動要支援者及び社会福祉施設等の入所者・入院患者の避難	79
8-2	避難行動要支援者への避難支援	80
8-3	社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援	81
9.	住民の安否確認	83
9-1	住民の安否情報の確認	83
9-2	避難未実施者の捜索・救助	84
9-3	負傷者等への医療救護対応	86
10.	避難所の開設・運営	87
10-1	避難実施市町村による自市町村内の避難所の開設	87
10-2	受入市町村による一時集結地及び受入避難所の開設	87
10-3	避難所の運営	89
10-4	自主避難者の受入れ	89
11.	避難長期化対策	90
11-1	一時帰宅措置	90
11-2	被災者への住宅供給	90
11-3	ボランティアの活用	91
12.	家畜避難	94
第4編	今後の検討事項	96

第3編 避難対策

本編では、広域避難を円滑に実施するための対策（各機関の体制、情報伝達、広域避難路の確保、交通規制、避難者の輸送、避難所運営等）について、基本的な考え方や各機関の対応事項を整理しており、協議会構成機関は本編に基づき対策を実施するものとする。

また、本編に記載のない事項については、原則として法律（災害対策基本法、災害救助法等）、中央防災会議の定める防災基本計画、県及び市町村の地域防災計画に則して対応するほか、本計画に基づき防災対応を実施する機関（以下、「関係機関」という。）の協議が必要な事項や緊急に対応を要する事項については、必要に応じて協議会（または合同会議）を開催して合意形成を図るものとする。

なお、本編の内容見直しや今後検討すべき課題及び新たに追加する対策については、協議会において検討を行った上で、本編に追加、修正を加えていくこととする。

第1章 協議会・国・県・市町村等の体制

1. 協議会の体制

協議会は、山梨県・静岡県・神奈川県（以下、「各県」という。）、富士山周辺市町村、国及び火山専門家等が、富士山火山広域避難計画をはじめとする火山防災対策を共同で検討するとともに、住民等の火山に対する防災意識の啓発に取り組むことを目的として平成24年6月8日に設置された。

平常時や噴火時には、協議会構成機関がそれぞれ独自に災害対策を実施するが、協議会の構成機関が連携して対応することにより、最大効果が発揮できるよう努める。

1-1 平常時の対応

(1) 広域的な防災対策等の検討

協議会の構成機関は、本計画をはじめとする広域的な火山防災対策について共同で検討を行う。また、本計画の基礎としている富士山ハザードマップの改定や気象庁が噴火警戒レベルの見直しを行う際にも協議会で協議する。

(2) 火山防災訓練の実施

協議会は、構成機関が連携した火山防災訓練（図上訓練や住民避難訓練等）を継続的に実施することにより、火山災害に対する防災力の向上や意識の啓発に努める。また、協議会は、構成機関等が合同で実施する防災訓練を計画し、関係機関や地域住民との広域的な連携の強化を図る。

(3) 火山防災対策等の啓発

協議会は、地域住民等に対し、富士山で想定される火山現象やその影響範囲、避難計画の理解促進に努め、火山災害に対する自助・共助の意識向上を図る。

また、教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等と連携して、富士山火山に関する基礎知識（火山の成り立ち、噴火の履歴、地質・地形学及び火山が与える恩恵等）について広く周知、啓発することにより、火山と共生する地域の総合的な防災力の向上に努める。

1-2 火山活動に異常が認められたときの対応

(1) 噴火警戒レベル1（平常）のときの対応

噴火警戒レベル1（平常）においても、富士山で有感地震が発生する等の異常な状況が生じた場合、気象庁は「火山の状況に関する解説情報」及び「富士山の火山活動解説資料」等を発表し、関係機関へ情報伝達する。協議会は、このような場合には、噴火等の異常事態に備えるため協議会（会議）を開催するなどして、気象庁や火山専門家等から火山活動の状況や見通し等について意見を聞き、防災対応を検討する。協議会

及び構成機関は、情報収集を積極的に行い、噴火等の異常事態に備える。本計画では、この段階を特に「噴火警戒レベル1（平常（情報収集体制））」と表記する。

(2) 噴火警戒レベルが引き上げられた後の対応

協議会は、気象庁が噴火警戒レベルの引き上げを発表した時は、速やかに協議会（会議）を開催し、気象庁や火山専門家等の意見を聞き、住民避難など各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う。

噴火警戒レベル4の発表後、政府の現地警戒（対策）本部が設置された場合は、協議会の体制を火山災害警戒（対策）合同会議（以下、「合同会議」という。）に移行し、火山応急対策について調整するとともに、合意形成に努める。

1-3 噴火開始後の対応

協議会は、噴火開始後、政府の現地警戒（対策）本部が設置された場合は、協議会の体制を火山災害警戒（対策）合同会議に移行し、火山応急対策について調整するとともに、合意形成を行う。

1-4 小康期の対応

協議会は、火山活動が小康期になった場合、広域避難者の避難状況、被災地域の復旧・復興の状況等に応じて、体制の見直しを行う。ただし、降灰後土石流が継続して発生するおそれがある場合は、体制を継続する。

2. 国の体制

2-1 政府の体制

(1) 火山災害現地連絡調整室の設置

噴火警戒レベル3が発表された場合において、現地における情報の収集・取りまとめなど、火山防災応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施する必要があると認めるときは、内閣府（防災担当）は、火山防災応急対策対処方針（平成26年、中央防災会議主事会議）に基づく火山災害現地連絡調整室（室長：内閣府参事官）を設置する。

(2) 火山災害警戒本部及び現地警戒本部の設置

噴火警戒レベル4が発表された場合において、火山防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、必要に応じて、火山防災応急対策対処方針に基づく火山災害警戒本部（以下、「警戒本部」という。）を設置する（警戒本部長：防災担当大臣）。警戒本部の設置場所は、原則として中央合同庁舎8号館（東京都千代田区）とする。

さらに、現地における情報の収集・取りまとめや、地方公共団体の状況や要請の警戒本部への伝達など、火山防災応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて火山災害現地警戒本部（現地警戒本部長：原則として内閣府官房審議官）（以下、「現地警戒本部」という。）を設置する。現地警戒本部の設置場所は、噴火被害の想定に応じて、適切に前述の業務が実施可能な場所とする。

(3) 緊急（非常）災害対策本部及び現地対策本部の設置

噴火警戒レベル5が発表された場合または居住地域に重大な被害を及ぼす噴火等が発生した場合において、当該噴火等に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、災害対策基本法第24条及び第28条の2に基づく緊急（非常）災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）を設置する。災害対策本部の設置場所は、原則として官邸内（非常災害対策本部の設置場所は、原則として中央合同庁舎8号館）とする。

さらに、現地における被災情報の収集・取りまとめや、地方公共団体の状況や要請の緊急（非常）災害対策本部への伝達など、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて緊急（非常）災害現地対策本部（現地対策本部長：原則として内閣府副大臣または内閣府大臣政務官）（以下、「現地対策本部」という。）を設置する。設置場所は、噴火等の被害の想定に応じて、適切に前述の業務が実施可能な場所とする。

(4) 国を主な実施主体として実施する事項

(1)から(3)で示した、政府が設置する各種本部等のもと、国を主な実施主体として実施する事項を表25に示す。

表 25 国が主な主体として実施する事項

	噴火警戒レベル3	噴火警戒レベル4	噴火警戒レベル5	噴火後
関係省庁関係会議の開催等 (*)	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁災害警戒会議 【現地】 火山災害現地連絡調整室 (協議会への参加) 	<ul style="list-style-type: none"> 火山災害警戒本部 関係閣僚会議 【現地】 火山災害現地警戒本部 火山災害現地警戒室 火山災害警戒合同会議 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急（非常）災害対策本部 関係閣僚会議 【現地】 緊急（非常）災害現地対策本部 緊急（非常）災害現地対策室 火山災害対策合同会議 	同左
迅速な情報収集体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁、地方公共団体等からの情報収集 県への連絡要員の派遣 現地連絡室の設置 現地連絡室員の協議会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁、地方公共団体等からの情報収集 政府調査団の派遣、県への連絡要員の派遣 現地警戒本部の設置 各組織が実施する火山防災応急対策に関わる相互協力のため、火山災害警戒合同会議を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁、地方公共団体等からの情報収集 政府調査団の派遣、県への連絡要員の派遣 市町村長の避難勧告等への必要に応じた指示 	<ul style="list-style-type: none"> 現地対策本部の設置 被害甚大な地方公共団体への人員の派遣、通信機能確保の実施 重要施設被災状況、二次災害状況の把握 各組織が実施する火山防災応急対策に関わる相互協力のため、火山災害対策合同会議を開催
避難等に必要ルートに関する措置	<ul style="list-style-type: none"> 国と地方公共団体は、道路管理者との協議により広域避難ルートの確認 警察は、避難車両、防災応急対策車両の通行のための必要な措置を実施 住民等の避難のため、広域避難ルートを確保 	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> 人命救助に必要な車両の通行のためのルートを確保 道路管理者は、道路啓開等を実施
火山の監視・観測	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁は、必要に応じて以下の事項を実施 - 噴火警報等、噴火活動に関する詳細な情報の発表と解説 - 火山活動の評価のため、火山噴火予知連絡会を随時開催 - 火山機動観測班を派遣し、観測体制の強化を実施 	同左	同左	同左

第3編 第1章 2. 国の体制
2-1 政府の体制

除灰等の除去活動	—	—	—	・国管理以外の路線も含め、広域避難路の除灰や土砂、土石の除去を実施
土砂災害に関する調査・対策	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省は、必要に応じて以下の事項を実施 - 土砂災害に関する調査、情報提供 - 数値シミュレーション結果など、リアルタイムハザードマップに関する情報の提供 - 緊急ハード対策 	同左	同左	・国土交通省は、必要に応じて、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施
緊急避難場所等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・国と地方公共団体は、緊急避難場所・避難所を確保 	同左	同左	同左
人命救助等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、住民等避難のため、陸路による部隊派遣のため、通行可能経路等の情報を関係機関間で共有 	同左	同左	同左
	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、DMAT等の迅速な対応のため、必要な指示を実施 ・災害医療に関する準備 	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助を最優先とする部隊の派遣 ・被災者の健康管理に関する活動の展開
生活支援等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者への生活支援に関する体制の確保（物資調達・輸送・調整） 	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者・被災者への生活支援に関する体制の確保（食料等の物資輸送等）
	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難手続きの実施 	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・規制緩和や特例措置等の対応

(*)：必要に応じて設置、開催

2-2 気象庁等の監視・観測体制

(1) 気象庁火山監視・情報センターの監視・観測体制

気象庁では、富士山の噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために、本庁の火山監視・情報センター（東京）にて、地震計、傾斜計、空振計、GNSS観測装置、遠望カメラ等の火山観測施設及び関係機関（大学等の研究機関、地方公共団体及び防災関係機関）からの観測データにより、火山活動を24時間体制で監視・観測している。

火山監視・情報センターは、平常時において、観測データや解析結果等を地方气象台と共有する。また、生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合には、観測した前兆現象等に基づき、火山の状況に関する解説情報、噴火警報・予報（噴火警戒レベル）等を県、市町村、関係機関及び住民等に対し発表する（図16）。

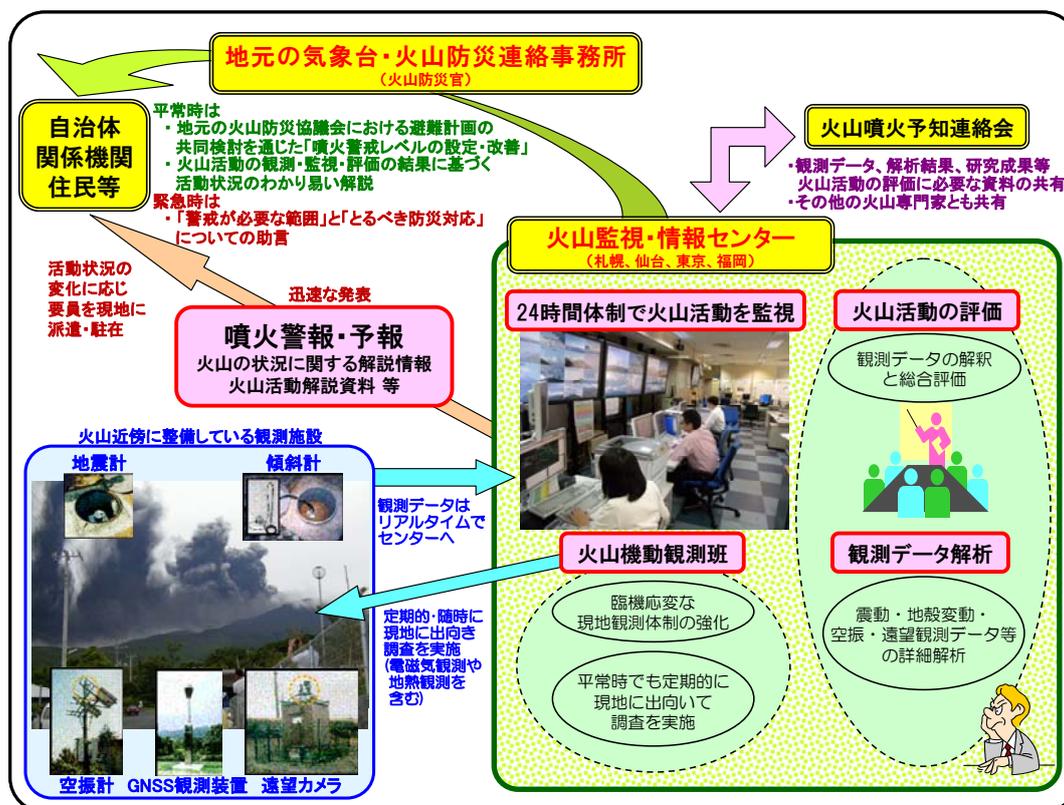


図 16 気象庁における火山の監視・観測

(2) 富士山周辺における監視・観測体制

的確な防災対応の実施には、火山活動の状況の把握が前提となることから、気象庁は、富士山周辺の監視・観測体制（図 17）を充実させるとともに、協議会構成機関に対して火山活動の状況を迅速に提供する体制の構築に努める。

1) 平常時の監視・観測及び研究体制

国、県及び市町村等は、大学等の研究機関と連携して、火山活動の異常を捉えるために、平常時から山体全体をカバーできるよう監視・観測体制の充実を図る。

気象庁は、少数の観測機器に障害が発生した場合でも可能な限り観測精度を維持できるよう、関係機関と観測点の配置についての調整を行う。さらに、これらの観測データを集約し、火山噴火予知連絡会及び協議会の火山専門家と情報共有する。

積雪期においては、融雪型火山泥流に備えるため、国（国土交通省、気象庁）及び県は、防災科学技術研究所等と連携し、積雪深を観測して山体の積雪状況の把握に努める。

国や大学等の研究機関は、噴火履歴や噴火メカニズム等の調査・研究を行うとともに、広範囲の地殻変動を面的に把握することができる干渉合成開口レーダーや航空レーザー測量の活用など、よりの確に火山活動を把握するための研究の推進に努める。

2) 監視・観測体制の強化

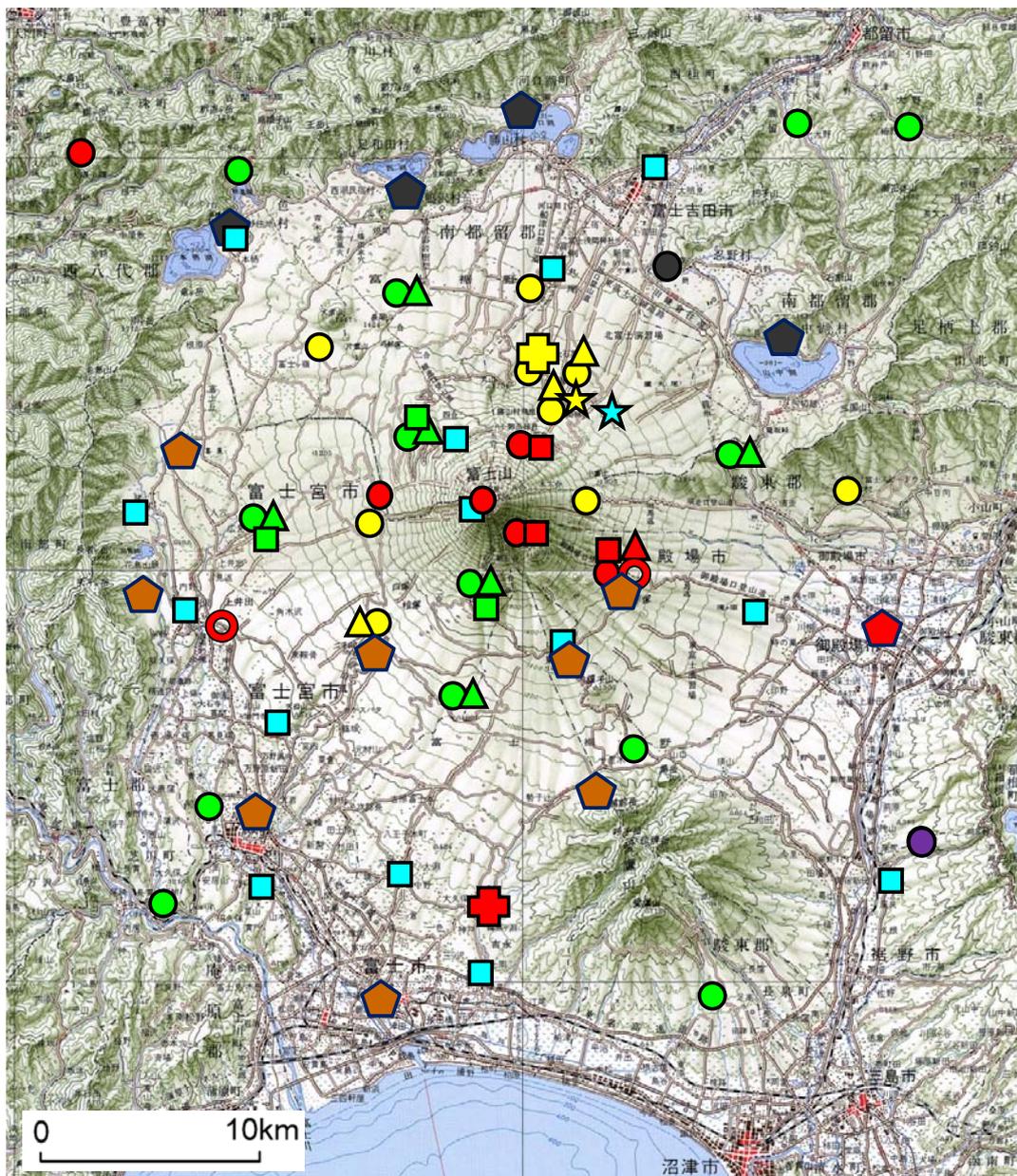
気象庁は、国・県の研究機関及び大学等の研究機関と連携し、噴火警報・予報（噴火警戒レベル1～3）が発表された段階や、地震計による火山性地震の検出、GNSS観測による地殻変動の検出などマグマが上昇してきた可能性が捉えられた場合には、観測班を組織して合同で速やかに以下の監視・観測の強化を図る。

- ・ 詳細な状況を把握するための地震計、GNSS観測点等の増設
- ・ マグマ上昇域付近での、地震計、GNSS、傾斜計、重力計等による観測、電磁氣的観測
- ・ 遠望カメラ、航空レーザー測量、熱映像、合成開口レーダー、空振計等による表面現象の監視
- ・ 投下型の地震計等観測装置の整備 等

また、国、県及び関係機関は、火山活動の状況に応じてヘリコプター等による調査や監視を行い、必要に応じて官邸や現地対策本部等へ映像を配信する。この際、可能な限り火山専門家や気象庁職員等も同乗し、上空から火山活動の状況を確認する。

噴火開始後においては、上記の監視・観測体制に加え、以下のような現象や状況に関する監視・観測の強化に努める。

- ・ 降下火山灰や火砕流被害の原因となる噴煙の高度並びに広がり状況
- ・ 溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、土石流等の発生状況
- ・ 大規模崩壊や、新たな火口出現の兆候となる地殻変動や地変の状況
- ・ マグマの状況を把握し、噴火推移予測をするための噴出物、火山ガス等の採取と分析
- ・ 火砕流発生の原因となる火砕丘の発達状況
- ・ 融雪型火山泥流の原因となる積雪の範囲と状況
- ・ 土石流の原因となる山体への火山灰堆積状況
- ・ 河川氾濫の原因となる河道の埋塞状況 等



観測している機関	
■	気象庁
■	防災科学技術研究所
■	東京大学地震研究所
■	国土地理院
■	山梨県・富士山科学研究所
■	神奈川県温泉地学研究所
■	国土交通省中部地方整備局

観測項目		
○	地震計(地震観測) 火山性地震や微動をとらえる	
△	傾斜計 } (地殻変動観測) GNSS } ひずみ計 } 地面の動きを計り、マグマの移動をとらえる	
☆		全磁力計 地下の熱をとらえる
◎		空振計 噴火に伴う音波をとらえる
⬠	遠望カメラ 噴煙などをとらえる	

図 17 富士山における火山観測点

2-3 国土交通省等の活動体制

国土交通省及び県は、防災業務計画及び地域防災計画等に基づき、以下の緊急的な対策等を実施する体制を整備する。

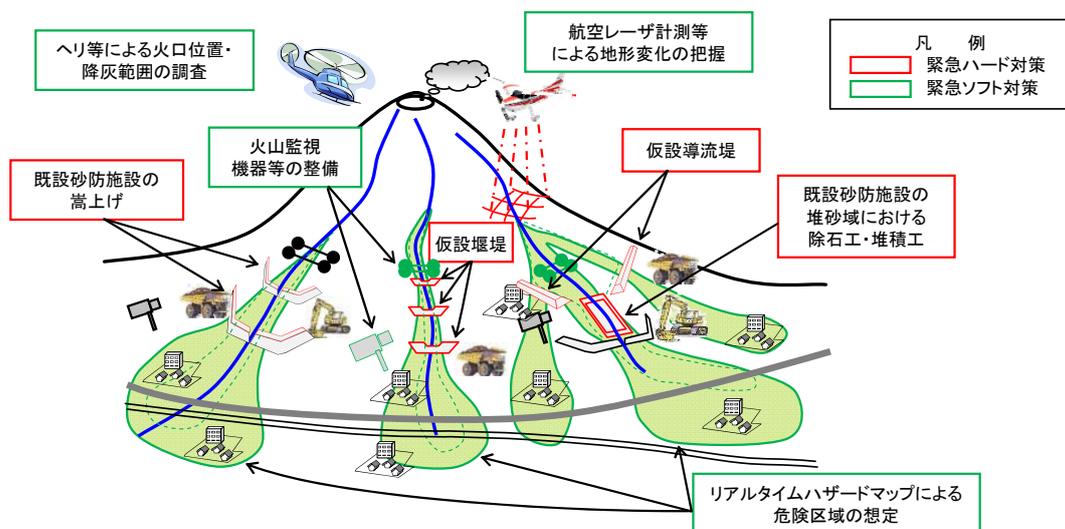
(1) 緊急対策

国土交通省及び県は、噴火に伴う土砂災害（融雪型火山泥流、降灰後土石流等）に対して、住民等の被害をできる限り軽減（減災）することにより、安心して安全な地域づくりに寄与することを目的として、ソフト対策とハード対策からなる緊急対策（図 18）を迅速かつ効果的に実施する体制を整備する。また、大規模な噴火に伴う土砂災害に対しては、広域避難を支援することも考慮し、避難路、避難時間の確保等にも留意する。

緊急ハード対策は、噴火の予兆等が現れてから実施する項目と平常時から実施する項目に分類することができ、主な内容として既設砂防堰堤の除石・嵩上げ、コンクリートブロックまたは大型土のうによる砂防堰堤・導流堤等の整備等がある。噴火の予兆が現れてから対策を完了するまで十分な期間を確保できない場合もあるため、平常時から優先度等に応じて資機材の備蓄、用地の確保、工事用道路の整備等を実施する。

緊急対策の実施に当たっては、噴火活動の推移に対応して、監視・観測で得られた情報やリアルタイムハザードマップの情報を協議会等に提供するとともに、それらに基づき、工事関係者の安全を確保しつつ、土石流・泥流等の捕捉・導流などの効果を最大限発揮できるようにハード対策を行う。

また、噴火による大規模な降灰等の発生時における土砂災害防止法第 29 条に基づく緊急調査及び同法第 31 条に基づく関係地方公共団体への緊急情報の通知が、迅速かつ効果的に実施できるよう、地方公共団体等との連携を強化するなど危機管理体制の整備に努める。



(2) TEC-FORCE の活動体制

国土交通省は、被災した地方公共団体等の災害対応を支援する TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）（以下、「TEC-FORCE」という。）を平成20年度に創設している。TEC-FORCEは、被災地域の地方整備局や地方公共団体が、十分な災害対応を講じることが困難となるような大規模災害等において出動し、災害対応の支援を行う（図19）。なお、平成26年9月27日に発生した御嶽山の噴火においては、様々な支援活動を行っている（図20）。



図19 TEC-FORCE の活動内容

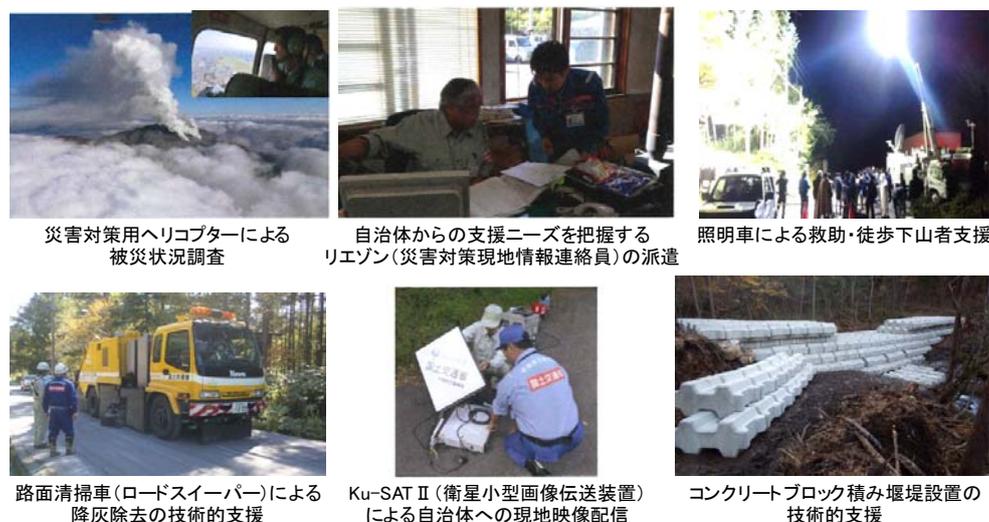


図20 TEC-FORCEによる御嶽山の噴火への対応

第3編 第1章 3. 県の体制

3-1 山梨県の体制

3. 県の体制

3-1 山梨県の体制

山梨県では、噴火警戒レベルに応じて、表 26 に示す配備体制をとる。

表 26 山梨県の富士山噴火対応の体制

噴火警戒 レベル	山梨県 (本庁)	中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）
レベル 1 (平常（情報収集 体制）)	・ 事前配備態勢 (情報収集態勢)	・ 事前配備態勢 (情報収集態勢)
レベル 2 (引き下げ時)	・ 事前配備態勢 (情報収集態勢)	・ 事前配備態勢 (情報収集態勢)
レベル 3	・ 災害警戒本部配備設置体制 警戒本部長：防災危機管理監 配備班：統括班、情報班、通信班、 広報班、航空調整班、県 民相談班	・ 災害警戒本部配備設置体制
レベル 4 レベル 5 噴火開始後	・ 災害対策本部配備設置体制 本部長：知事 副本部長：副知事及び総務部長、 県警本部長 構成員：各部署長及び防災危機管 理監（統括部長）	・ 地方連絡本部配備設置体制 本部長：地域県民センター所長 構成員：地域県民センター次長、 出先機関の長等

3-2 静岡県の体制

静岡県では、噴火警戒レベルに応じて（または課長等の判断により）、表 27 に示す配備体制をとる。

表 27 静岡県の富士山噴火対応の体制

噴火警戒 レベル	静岡県 (本庁)	東部危機管理局 (出先機関)
レベル 1 (平常(情報収集 体制))	・事前配備体制 (情報収集体制)	・事前配備体制 (情報収集体制)
レベル 2 (引き下げ時)	・事前配備体制 (情報収集体制)	・事前配備体制 (情報収集体制)
レベル 3	・事前配備体制 (警戒体制)	・事前配備体制 (警戒体制)
レベル 4	・警戒本部設置体制 (必要に応じて災害対策本部)	・警戒本部設置体制 (必要に応じて災害対策本部方面 本部)
レベル 5	・警戒本部設置体制 (必要に応じて災害対策本部)	・警戒本部設置体制 (必要に応じて災害対策本部方面 本部)
噴火開始後	・対策本部設置体制 (必要に応じて災害対策本部) 本部長：知事 副本部長：副知事及び警察本部長 構成員：危機管理監、各部局長及 び危機担当監	・対策本部設置体制 (必要に応じて災害対策本部方面 本部) 本部長：危機管理局長 副本部長：副局長等 構成員：出先事務所長等

3-3 神奈川県体制

神奈川県では、噴火警戒レベルに応じて、表28に示す配備体制をとる。

表28 神奈川県の富士山噴火対応の体制

噴火警戒レベル	神奈川県 (本庁)	県西地域県政総合センター (出先機関)
レベル1 (平常(情報収集体制))	—	—
レベル2 (引き下げ時)	・警戒体制 (安全防災局1個班配備、各局で必要に応じ配備)	・警戒体制 (必要に応じ配備)
レベル3	・警戒体制 (安全防災局1個班配備、各局で必要に応じ配備)	・警戒体制 (必要に応じ配備)
レベル4	・第2次応急体制 (安全防災局全職員配備、各局第2次応急要員配備)	・第2次応急体制 (第2次応急要員配備)
レベル5	・第2次応急体制 (安全防災局全職員配備、各局第2次応急要員配備)	・第2次応急体制 (第2次応急要員配備)
噴火開始後	・災害対策本部設置 (県内に大規模な災害が発生した場合) 本部長：知事 副本部長：副知事 構成員：各局長、各委員会事務局長、警察本部長、各県政総合センター所長及び総合防災センター所長	・現地災害対策本部設置 (災害の規模により、災害対策本部長が必要と認めた場合) 本部長：県政総合センター所長 副本部長：副所長 構成員：出先事務所長等

4. 市町村の体制

市町村は、噴火警戒レベルに応じて災害対策（警戒）本部を設置する。基本的には、噴火警戒レベル1（平常（情報収集体制））では事前配備として情報収集体制をとり、住民の避難が始まるレベル3以降の段階では災害対策（警戒）本部を設置することとなる。ただし、市町村により避難を開始する噴火警戒レベルが異なるため、本部設置の時期も異なることになる。

また、災害対策（警戒）本部を設置する市町村庁舎が避難対象エリアに含まれている場合は、平常時から、庁舎が被災するなどの非常事態を想定して災害対策本部の設置場所や運用方法について検討しておく。

5. 合同会議の開催

国は、噴火警戒レベル4が発表され、政府の現地警戒本部が設置された場合においては、現地警戒本部長を議長とする火山災害警戒合同会議を、議長が必要と判断した場合に開催する。また、噴火警戒レベル5が発表され、現地対策本部が設置された場合においては、現地対策本部長を議長とする火山災害対策合同会議を、議長が必要と判断した場合に開催する。現地警戒（対策）本部及び火山災害警戒（対策）合同会議の開催の考え方・役割を表29に示す。

表29 現地警戒（対策）本部設置、火山災害警戒（対策）合同会議開催の考え方・役割

	火山災害警戒合同会議	火山災害対策合同会議
現地警戒（対策）本部の設置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・現地警戒本部長は、火山防災応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、火山災害現地警戒本部の設置が可能 ・本部長は、原則として内閣府官房審議官（防災担当） ・設置場所は、上記の連絡調整業務が実施可能な場所とし、設備等を予め確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地災害対策本部長は、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、現地対策本部の設置が可能 ・本部長は、原則として内閣府副大臣または内閣府大臣政務官 ・設置場所は、上記の連絡調整業務が実施可能な場所とし、設備等を予め確保
現地警戒（対策）本部の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・現地警戒本部長は、市町村長が行う避難勧告等に関する事項について、必要に応じて助言 ・現地警戒本部は、県の要請を把握し、速やかな対応のため、警戒本部または関係省庁と情報を共有 ・現地警戒本部長は、地方公共団体と連携して、火山防災応急対策を的確に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部長は、市町村長が行う避難勧告等に関する事項について、必要に応じて助言 ・現地対策本部は、県の要請を把握し、速やかな対応のため、緊急災害対策本部または関係省庁と情報を共有 ・現地対策本部長は、地方公共団体と連携して、火山防災応急対策を的確に実施
合同会議開催の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・現地警戒本部長は、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議を開催 ・開催場所は現地警戒本部の設置場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部長は、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害対策合同会議を開催 ・開催場所は現地対策本部の設置場所
合同会議の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・主として以下の火山防災応急対策について調整し、合意形成に努める <ul style="list-style-type: none"> - 噴火兆候情報等の収集及び分析 - 噴火活動の見通し - 避難行動必要時期・範囲 - 避難手段の確保 - 情報発信に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・主として以下の火山防災応急対策について調整し、合意形成を行う <ul style="list-style-type: none"> - 火山活動情報の収集及び分析 - 噴火活動の見通し - 避難行動必要範囲の設定、拡大、縮小、解除 - 避難手段の確保 - 避難、応援、除灰等広域的対策 <ul style="list-style-type: none"> - 救助・救急・医療、救援物資輸送 - 情報発信に関する事項
市町村からの参加者の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・市の代表者または決定の権限を与えられた職員（例えば副市町村長など） 	同左

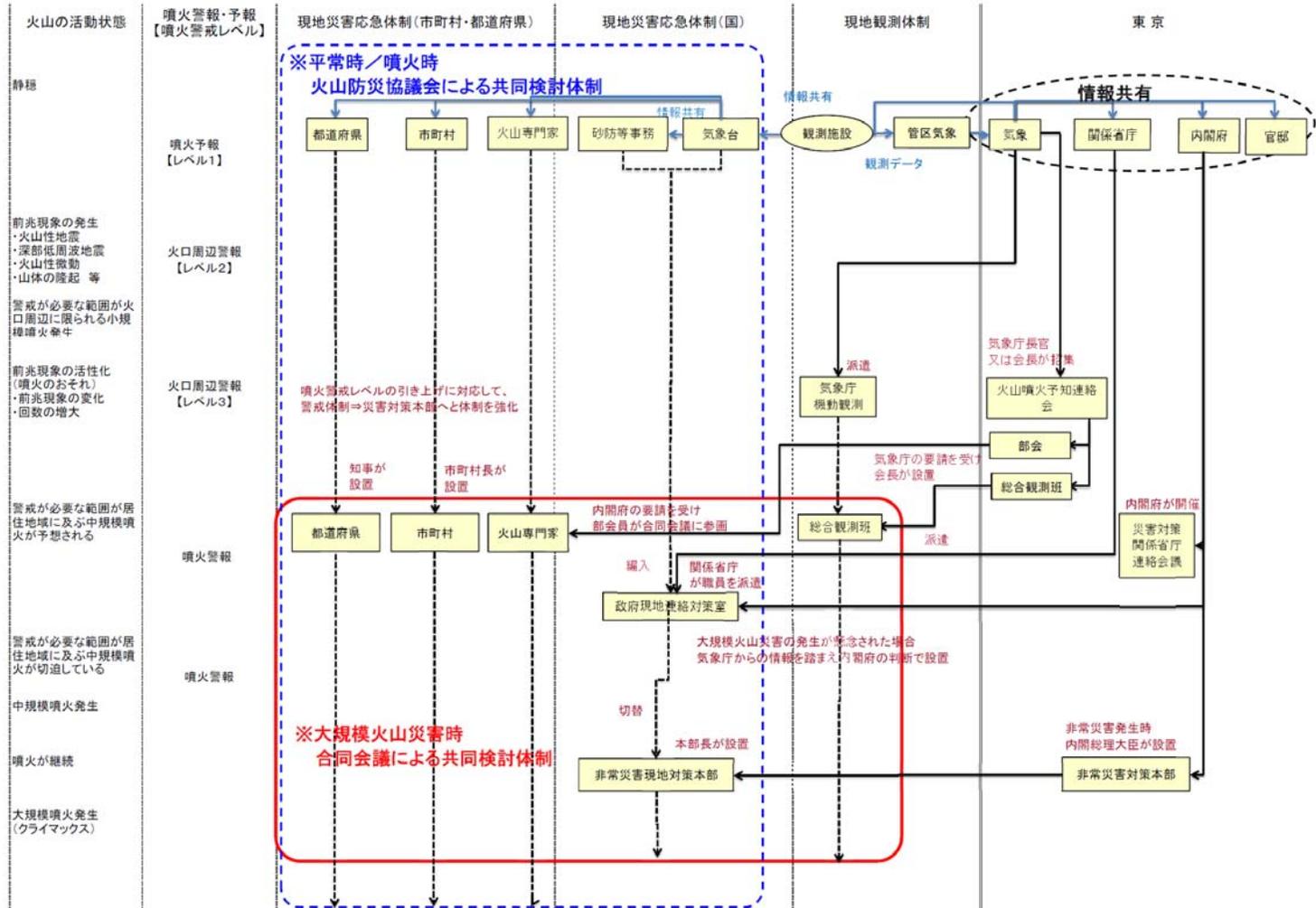
なお、合同会議は、原則として政府の現地警戒（対策）本部が設置された施設で開催する。政府の現地警戒（対策）本部の設置候補施設は、富士山が目視でき、通信システムを完備し、合同会議を開催できる広さの会議室を有する施設を基本とする。実際の設置に当たっては、火山活動の状況に応じて、予め協議会が選定した候補施設（表 30）から選定する。

表 30 現地警戒（対策）本部の設置候補施設

	施設名	所在地	備考
山梨県	山梨県庁防災新館	甲府市丸の内 1-6-1	
	富士吉田合同庁舎	富士吉田市上吉田 1-2-5	
静岡県	静岡県庁別館	静岡市葵区追手町 9-6	県災害対策本部設営
	静岡県富士総合庁舎	富士市本市場 441-1	
	静岡県東部総合庁舎	沼津市高島本町 1-3	県災害対策本部方面本部設営
	小山町生涯学習センター	小山町阿多野 130	
	御殿場市役所	御殿場市萩原 483	
	裾野市民文化センター	裾野市石脇 586	
	富士市役所	富士市永田町 1-100	
	富士宮市役所	富士宮市弓沢町 150	

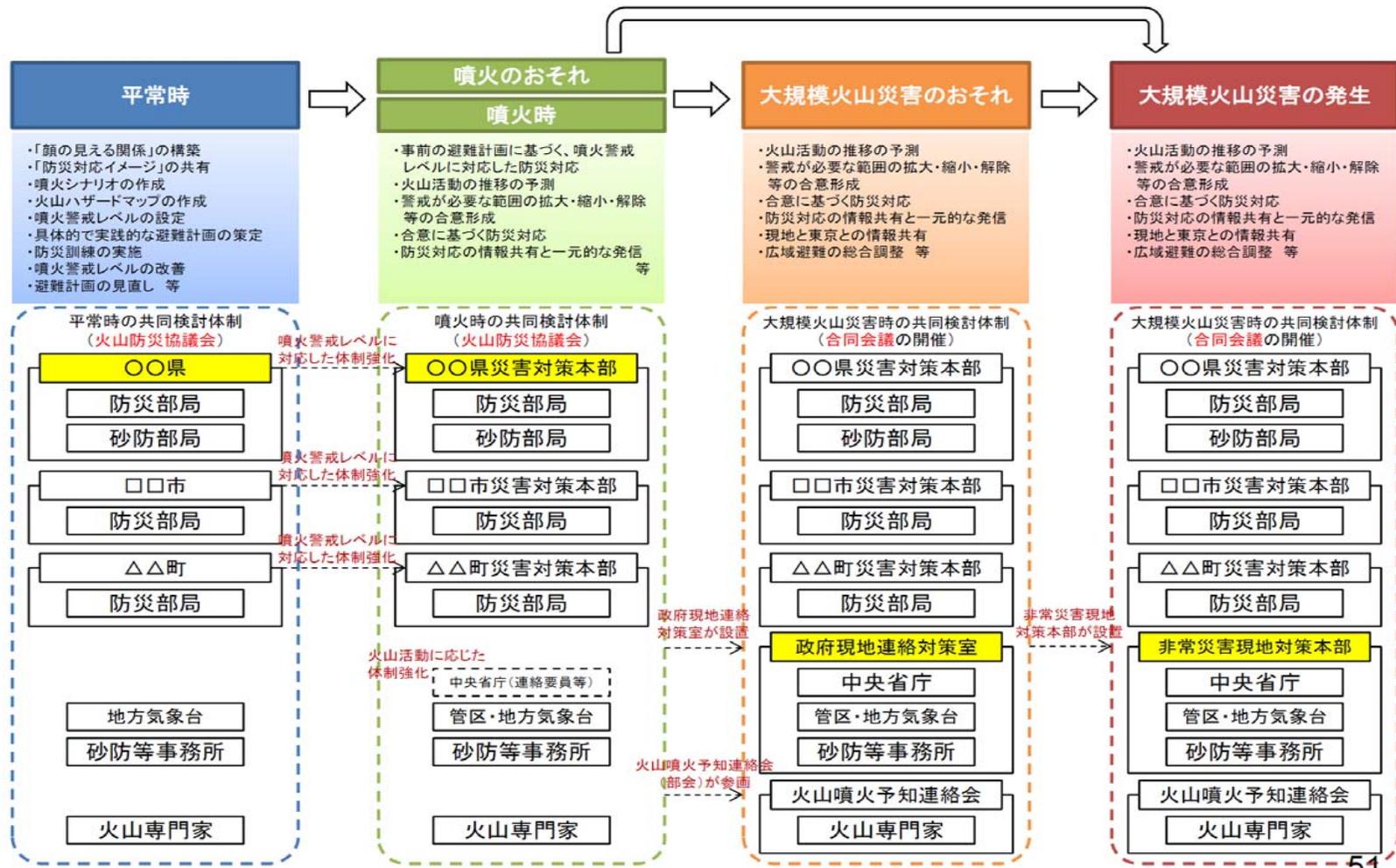
6. 火山活動の各段階における体制・対応

火山活動の各段階における協議会、国、県、市町村及び関係機関の対応（例）を図 21 に示す。また、火山活動の各段階に対応した防災対応の共同検討体制（概念）について図 22 に示す。富士山火山においてもこれらと同様に対応するものとする。



※出典：大規模火山災害対策への提言（平成 25 年 5 月）

図 21 火山活動の各段階に対応した関係機関の対応（例）



※出典：大規模火山災害対策への提言（平成 25 年 5 月）

図 22 火山活動の各段階に対応した防災対応の共同検討体制（概念）

第2章 情報伝達

1. 関係機関及び住民等への情報伝達

火山現象の中には、短時間で居住地域に到達するものや広範囲に影響が及ぶものがあることから、関係機関や住民等に対し迅速かつ適切に情報を伝達することは、避難を実施する上で非常に重要となる。

気象庁は、火山活動の監視・観測を常時実施しており、火山活動の状況に応じ、表31に示す情報（以下、「噴火警報等」という。）を発表し、速やかに関係機関に提供する。

本計画では、噴火警報等に応じて防災対応を実施することから、国、県及び市町村は、関係機関及び住民等に対し、迅速かつ適切に情報伝達を行う。

表 31 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等

噴火前	レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・火山の状況に関する解説情報(随時発表) ・火山活動解説資料(随時発表)
	レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・火口周辺警報(レベル3、入山規制) ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・火山の状況に関する解説情報(随時発表)
	レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報(レベル4、避難準備) ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・火山の状況に関する解説情報(随時発表)
	レベル5	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報(レベル5、避難) ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・火山の状況に関する解説情報(随時発表)
噴火後	レベル5 (切替)	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報(レベル5、避難) ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・噴火に関する火山観測報 ・降灰予報 ・火山の状況に関する解説情報(随時発表)
火山活動の小康期	レベル 5～1 随時引下げ	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報・噴火予報 ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・噴火に関する火山観測報 ・降灰予報 ・火山の状況に関する解説情報(随時発表)

※富士山の噴火警戒レベル2は、噴火前の火山活動が高まる段階では、火口の位置を特定して限定的な警戒範囲を示すことが困難なことから発表されず、噴火後に火山活動の低下や警戒範囲が限定される場合に発表される。

※噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて必ずしもレベル3、4、5と順に上昇して噴火に至るとは限らない。

1-1 火山活動に関する情報伝達

(1) 噴火警報等の情報伝達の流れ

気象庁は、噴火警報等を発表したときは、各県の防災担当部局及び市町村に対し防災情報提供システムやJ-ALERT等により情報伝達するとともに、その重要性に応じて報道機関への発表を行う。

県は、気象庁から受け取った情報を一斉FAX等により市町村に情報伝達し、市町村は、一般住民等に対して、防災行政無線等により伝達する（図23）。

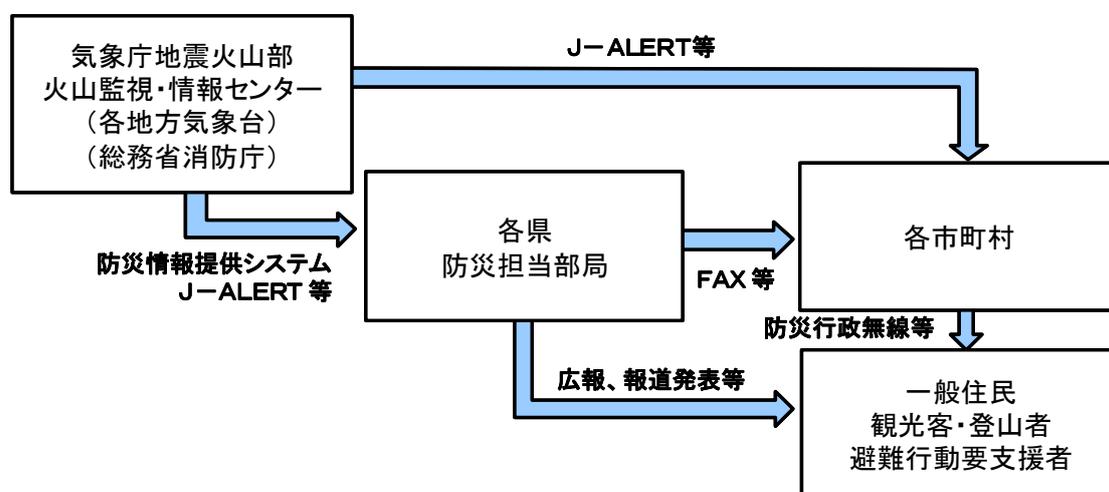
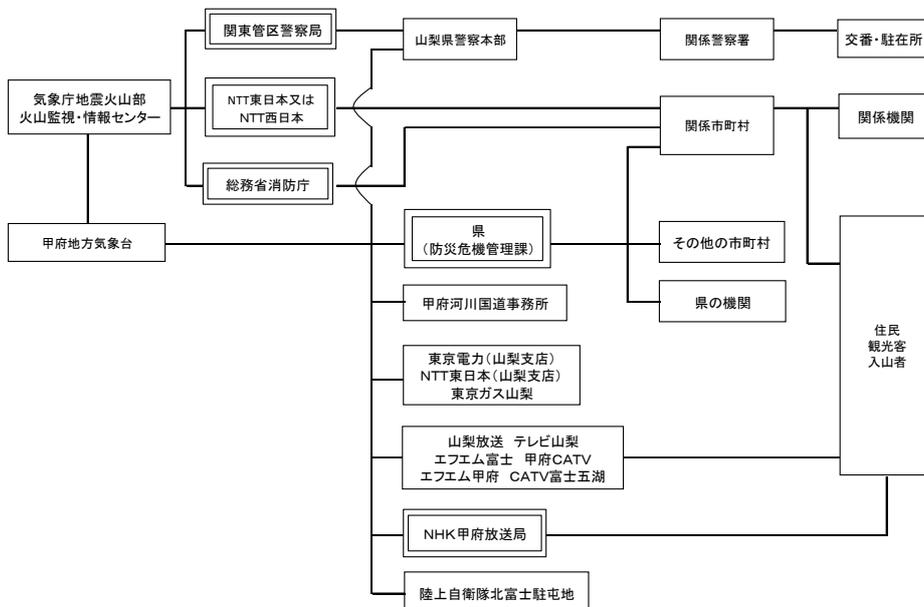


図23 噴火警報等の情報伝達の流れ

(2) 各県における噴火警報等の情報伝達

県は、地域防災計画等に規定された情報伝達体制により情報伝達を行う（図24）。

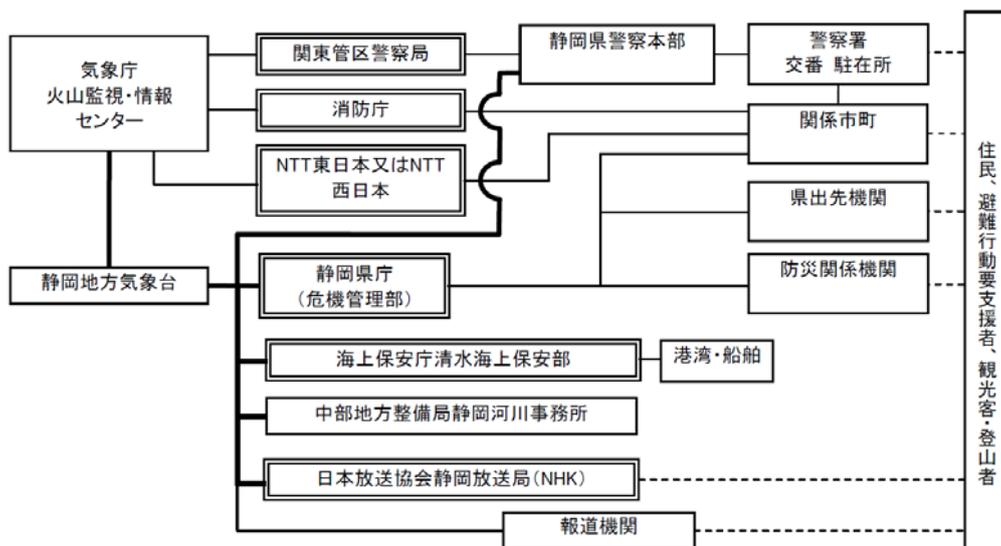
【山梨県】



※) 気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先機関を 山梨県警察本部 で示す。

※出典：山梨県地域防災計画（火山編）

【静岡県】

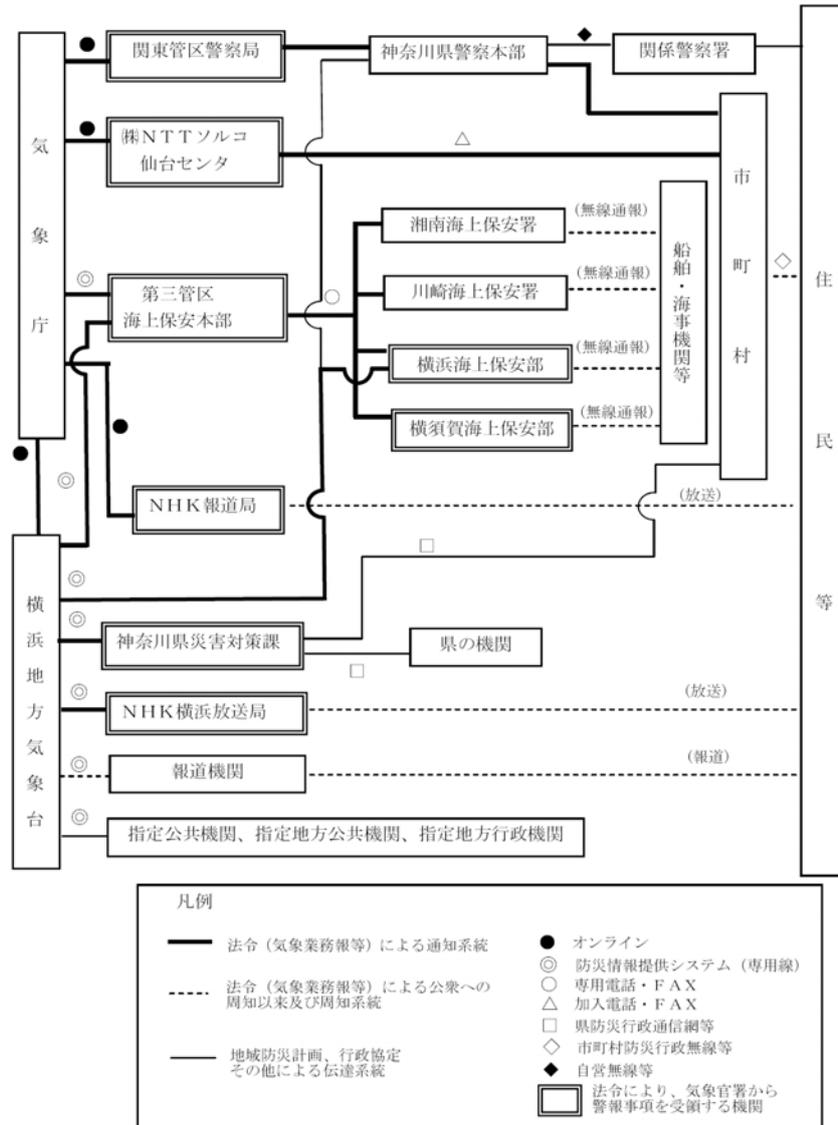


注) 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関を 静岡県警察本部 で示す。

注) 特別警報に位置づけられる噴火警報(居住地域)が発表された際に、県から関係市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務づけられている。

※出典：平成26年度静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻）

【神奈川県】



※出典：神奈川県地域防災計画

図24 山梨県、静岡県、神奈川県における噴火警報等の伝達体制

(3) 国と県との情報伝達手段

国と県との間には、通常の電話回線の他に表 32 の情報伝達手段を有する。

表 32 国と県との情報伝達手段

連絡手段	特徴
中央防災無線	内閣府、中央省庁等と都道府県を結ぶ無線通信網
国土交通省電話	国土交通省防災無線ネットワークにより、国土交通省や各地方整備局、都道府県を結ぶ電話
消防防災無線	消防庁と都道府県の防災担当部門を結ぶ無線通信網 [地上系] 電話及びFAXによる相互通信と消防庁からの一斉通報に利用 [衛星通信系] 個別通信、一斉通報や被災地への優先的回線割当てが可能

(4) 市町村における情報伝達

市町村は、噴火警報等や避難勧告等を、一般住民等に対し速やかに情報伝達する必要がある。情報伝達に漏れのないよう警察や消防等と協力して確実に情報伝達するとともに、報道機関を活用した広報を行う。

また、円滑に情報伝達ができるよう、平常時から市町村内における情報伝達体制を構築する(図 25)。

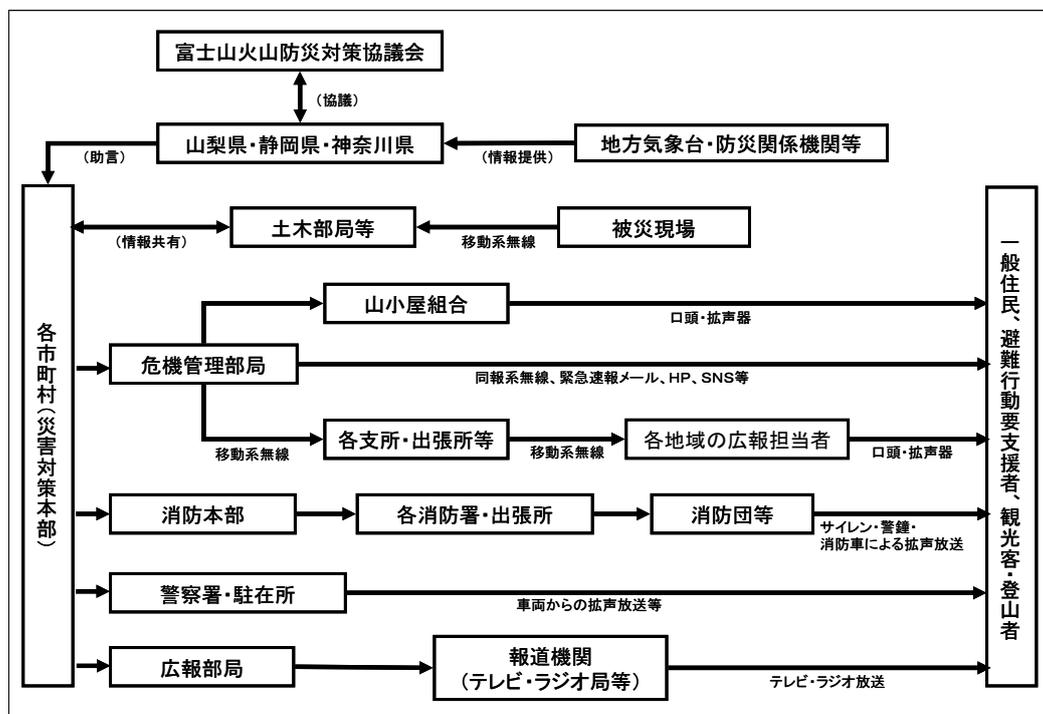


図 25 市町村における情報伝達系統例

(5) 情報伝達手段の多重化

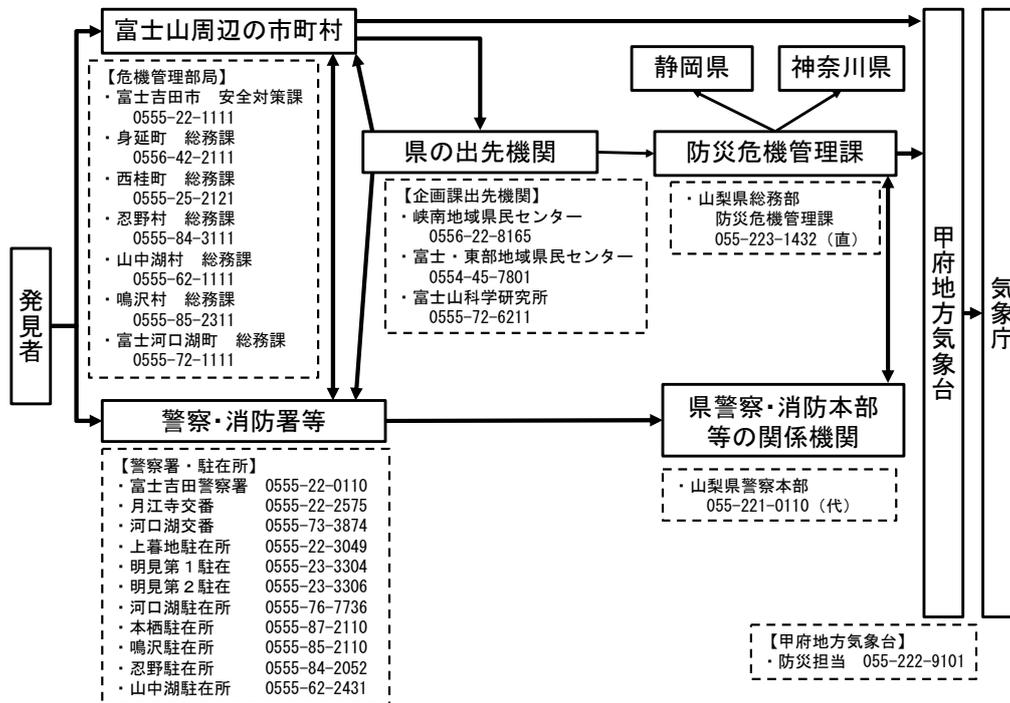
火山災害では、火山現象による通信施設の被災、大量降灰による停電、回線集中による電話回線の輻輳やデータ通信の停止が発生するなど、情報伝達ができなくなるおそれがあることから、県、市町村及び関係機関は、不測の事態に備えて情報伝達手段の多重化を検討し、整備に努める。

(6) 異常現象の通報体制

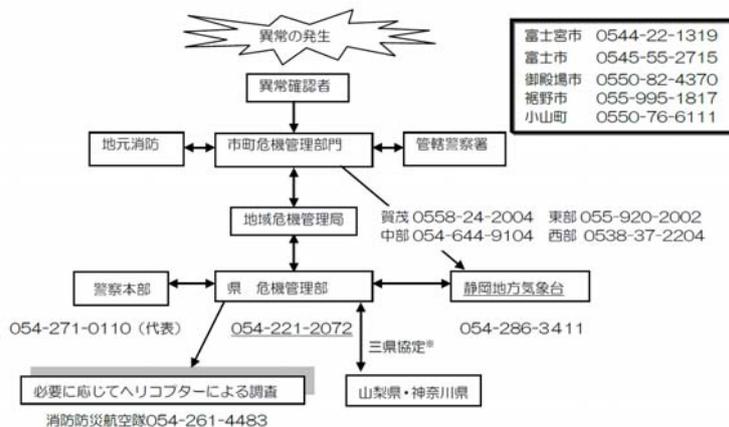
住民等から通報を受けた機関は、図 26 の情報伝達システムにより県（防災担当部局）へ情報伝達する。県は、通報内容を速やかに地元気象台及び協議会の会長県へ情報伝達する。会長県は、必要に応じて協議会構成機関に対し情報伝達する。

なお、気象台は、通報内容を速やかに火山監視・情報センターへ報告するとともに、市町村等の協力を得て通報内容の確認を行う。火山監視・情報センターは、観測データと通報内容から総合的に判断して評価した結果を、気象台を通じて県へ伝達する。

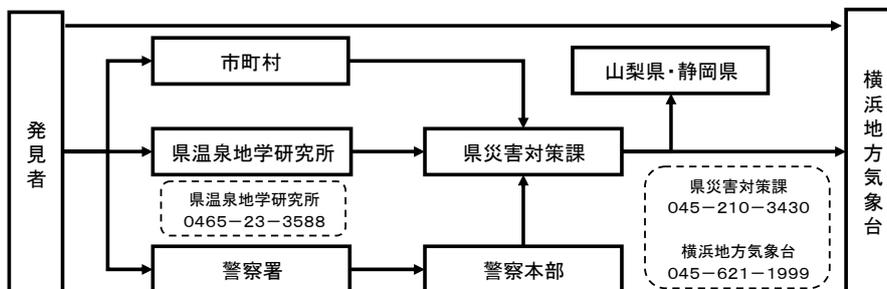
【山梨県】



【静岡県】



【神奈川県】



※出典：各県地域防災計画

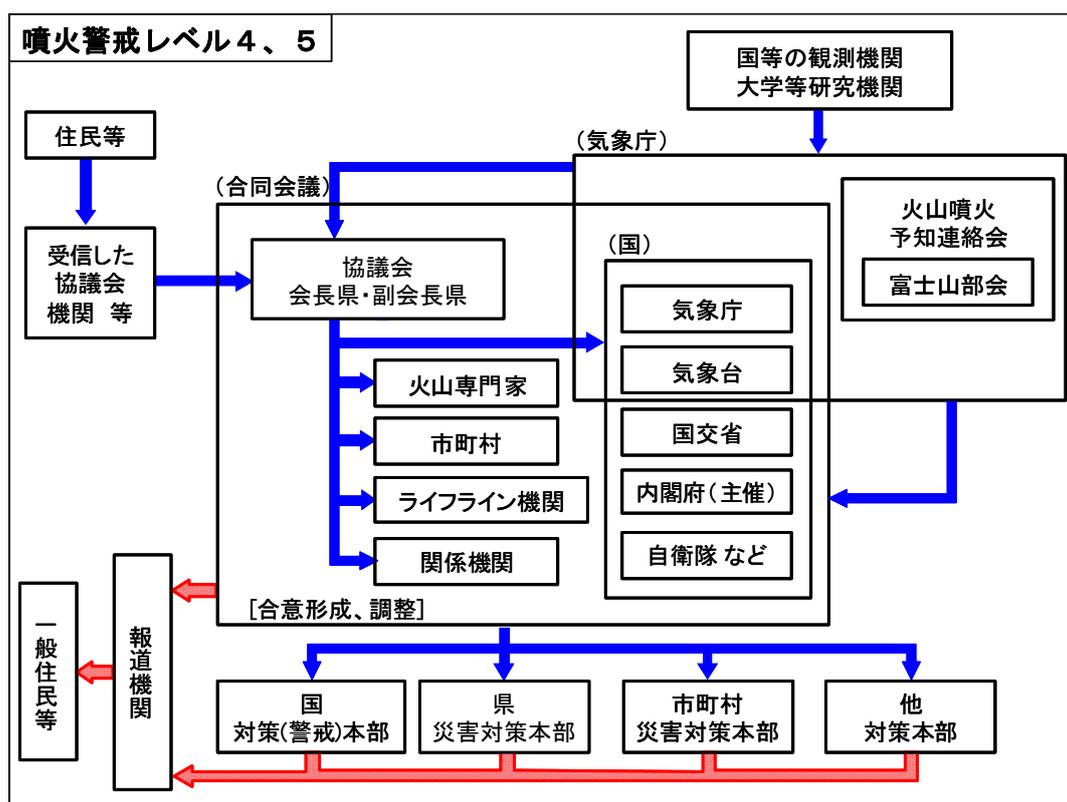
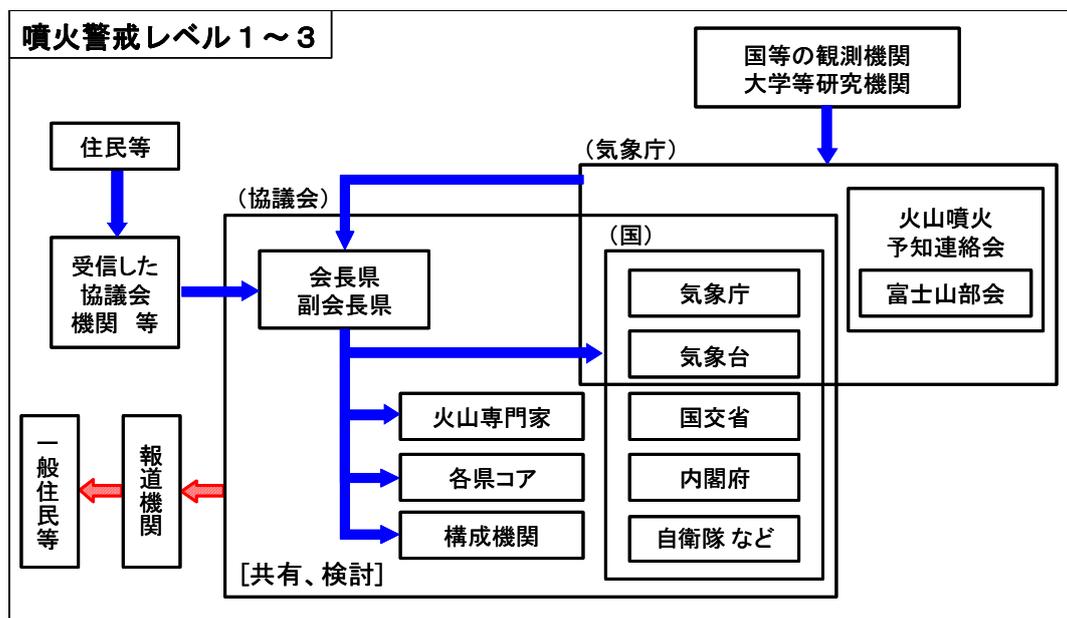
図 26 住民からの通報体制

1-2 協議会内の情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町村の発令する避難勧告等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

噴火警戒レベル1～3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。噴火警戒レベル4、5の段階において合同会議が開催されたときは、構成機関は、合意形成または調整した内容を自機関の対策本部等に情報伝達して、その後の対応に当たる（図27）。

なお、協議会における検討内容及び合同会議において合意形成または調整した事項は、報道機関を通じて、一般住民等に広く情報発信する。



凡例
集約・共有情報 (Blue arrow)
広報・発信情報 (Red arrow)

図27 協議会等における情報伝達体制

第3編 第2章 1. 関係機関及び住民等への情報伝達
 1-3 一般住民、観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達
 1-3-1 一般住民への情報伝達

1-3 一般住民、観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達

1-3-1 一般住民への情報伝達

(1) 基本的な考え方

住民の避難をはじめとする防災対応を円滑に実施するため、火山活動の状況に応じた住民への速やかな情報伝達や広報は重要である。また、適切な情報伝達は、住民の不安を和らげ、不要な混乱を避けることに繋がる。

住民が必要とする情報は、緊急性の高い噴火警報等や避難勧告等をはじめ、施設の復旧情報、生活支援情報など多岐に及ぶが、これらの情報は、火山活動の状況や時間経過に伴い変化することから、国、県、市町村及び関係機関は、状況に応じて的確に情報伝達や広報を行う。

(2) 各機関の対応

一般住民への情報伝達に係る各機関の対応事項を表33に示す。

表33 一般住民への情報伝達に係る対応事項

実施主体	実施内容
噴火警戒レベル1（平常）	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）の整備 町内会等との情報伝達体制の構築 関係機関との情報伝達体制の構築 避難対象エリアの住民への周知
県	<ul style="list-style-type: none"> 富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発 広域避難計画の周知
国	<ul style="list-style-type: none"> 火山防災情報の共有化システムの構築 国内外への情報発信体制の構築
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発
噴火警戒レベル1（平常（情報収集体制））	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村内全域への広報
県	<ul style="list-style-type: none"> 「火山の状況に関する解説情報等」の避難実施市町村への伝達 報道機関への情報提供
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関への情報伝達 必要に応じ、住民への広報
協議会	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動が活発化の傾向を示している場合、必要に応じ、協議会の開催（情報の集約、共有及び広報、発信） 報道機関への情報提供
噴火警戒レベル3	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 第1次避難対象エリア内に情報伝達（避難準備、一部地域の避難） 状況に応じ、避難勧告等の発令

第3編 第2章 1. 関係機関及び住民等への情報伝達
 1-3 一般住民、観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達
 1-3-1 一般住民への情報伝達

	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ ・別荘地への管理会社を通じた呼びかけ ・市町村内全域への広報
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールの配信 ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベルの周知 ・報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・道路及び登山道の通行止めの周知
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、協議会の開催（情報の集約、共有及び広報、発信） ・報道機関への情報提供（記者会見等）
噴火警戒レベル4	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次避難対象エリア内に情報伝達（避難準備） ・第1次避難対象エリア内に情報伝達（避難） ・状況に応じ、避難勧告等の発令 ・防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ ・市町村内全域への広報 ・警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知（立入制限・退去命令）
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールの配信 ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベルの周知 ・報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・道路及び登山道の通行止めの周知
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約、共有及び広報、発信 ・報道機関への情報提供（記者会見等）
噴火警戒レベル5	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次避難対象エリア内に情報伝達（避難準備） ・第1次、第2次避難対象エリア内に情報伝達（避難） ・状況に応じ、避難勧告等の発令 ・防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ ・市町村内全域への広報 ・警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知（立入制限・退去命令）
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールの配信 ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベルの周知 ・報道機関への情報提供

第3編 第2章 1. 関係機関及び住民等への情報伝達

1-3 一般住民、観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達

1-3-1 一般住民への情報伝達

道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 道路情報板等による道路利用者への情報提供 道路及び登山道の通行止めの周知
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 情報の集約、共有及び広報、発信 報道機関への情報提供（記者会見等）
噴火開始直後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 第4次A避難対象エリア内に情報伝達（避難準備） 第1次～第3次避難対象エリア内に情報伝達（避難） 状況に応じ、避難勧告等の発令 防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ 市町村内全域への広報
県	<ul style="list-style-type: none"> 県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メールの配信 ホームページ等による広報 問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベルの周知 報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 道路情報板等による道路利用者への情報提供 道路及び登山道の通行止めの周知
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 情報の集約、共有及び広報、発信 報道機関への情報提供（記者会見等）
噴火開始後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動の状況に応じ、第4次B避難対象エリア内に情報伝達（避難準備） 第1次～第4次A避難対象エリア内に情報伝達（避難） 状況に応じ、避難勧告等の発令 防災行政無線、回覧板、広報誌の配布、ホームページ等による生活関連情報の広報 防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ 市町村内全域への広報 警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知（立入制限・退去命令）
県	<ul style="list-style-type: none"> 県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メールの配信 ホームページ等による広報 問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動の見通し、被害状況、応急・復旧活動等の広報 報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 道路情報板等による道路利用者への情報提供 道路及び登山者の通行止めの周知
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 情報の集約、共有及び広報、発信 報道機関への情報提供（記者会見等） 報道機関を通じた住民の避難情報、施設復旧情報等の情報提供

※レベル2（引き下げ時）は、レベル1（平常（情報収集体制））と同様の対応を行う。

1-3-2 観光客・登山者への情報伝達

(1) 基本的な考え方

観光客・登山者は、特定の観光施設に限らず広範囲に存在して情報が確実に伝わりにくい対象であり、一般住民と比べてより山体に近い場所にいる可能性が高いことから、噴火警報等や入山規制等の情報を速やかに伝達する必要がある。そのため、市町村は、防災行政無線や広報車のほか、緊急速報メールや山小屋組合等を通じた情報伝達等により、入山規制の実施や早期下山を呼びかける。

また、国、県及び市町村は、国内外から訪れる多くの観光客・登山者に対し、ホームページや報道機関を通じた広報を実施するほか、観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光協会、旅行代理店や輸送事業者等に協力を要請して、観光拠点（観光地や観光施設等）や主要駅等での広報を実施することにより、必要な情報を周知する。

(2) 各機関の対応

観光客・登山者への情報伝達に係る各機関の対応事項を表34に示す。

表34 観光客・登山者への情報伝達に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1（平常）	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・山小屋組合等との情報伝達体制の構築 ・宿泊施設、観光施設、別荘管理事務所等への防災行政無線戸別受信機の設置促進
県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村における山小屋組合等との情報伝達体制の把握 ・富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発 ・山小屋組合等への広域避難計画の周知
国	<ul style="list-style-type: none"> ・火山防災情報の共有化システムの構築 ・国内外への情報発信体制の構築
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 ・観光客・登山者への広域避難計画の周知
噴火警戒レベル1（平常（情報収集体制））	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・山小屋組合等への「火山の状況に関する解説情報等」の伝達 ・火山活動状況を周知する立て看板の登山口への設置 ・関係機関との情報伝達体制の確認
県	<ul style="list-style-type: none"> ・「火山の状況に関する解説情報等」の避難実施市町村への伝達 ・報道機関への情報提供
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客・登山者への広報 ・関係機関への情報伝達
山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客・登山者への火山活動状況の情報提供
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動が活発化の傾向を示している場合、必要に応じ、協議会の開

第3編 第2章 1. 関係機関及び住民等への情報伝達

1-3 一般住民、観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達

1-3-2 観光客・登山者への情報伝達

	<ul style="list-style-type: none"> 催（情報の集約、共有及び広報、発信） ・報道機関への情報提供
噴火警戒レベル3	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次避難対象エリア内の山小屋組合等への情報伝達（入山規制）及び早期下山の呼びかけ ・状況に応じ、避難勧告等の発令 ・富士山救護所等への噴火警戒レベル及び入山規制の掲示依頼 ・別荘地への管理会社を通じた呼びかけ ・観光施設等に対し、観光客への入山規制の呼びかけ依頼 ・警察、消防と連携し、道路や登山口等への入山規制の立て看板設置及び広報車による巡回 ・市町村内全域への広報
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールの配信 ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置 ・警察、消防と協力して、登山口における入山規制（立て看板等の設置）
消防	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村と連携し、道路や登山道等への入山規制の立て看板等の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベル及び入山規制の周知 ・報道機関への情報提供
山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設等における観光客への噴火警戒レベル及び入山規制の周知 ・山小屋における登山者への下山呼びかけ及び山小屋スタッフ等の下山
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・道路及び登山道の通行止めの周知
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、協議会の開催（情報の集約、共有及び広報、発信） ・報道機関への情報提供（記者会見等）
噴火警戒レベル4	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次避難対象エリア内の山小屋組合等への情報伝達（入山規制）及び早期下山の呼びかけ ・第1次避難対象エリア内の山小屋組合等への情報伝達（避難）及び早期下山の呼びかけ ・状況に応じ、避難勧告等の発令 ・富士山救護所等への噴火警戒レベル及び入山規制の掲示依頼 ・別荘地への管理会社を通じた呼びかけ ・観光施設等に対し、観光客への入山規制の呼びかけ依頼 ・警察、消防、道路管理者と連携し、道路や登山口等への入山規制の立て看板等の設置及び広報車による巡回 ・市町村内全域への広報 ・警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知（立入制限・退去命令）
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールの配信 ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置 ・警察、消防と協力して、登山口における入山規制（立て看板等の設置）

第3編 第2章 1. 関係機関及び住民等への情報伝達
 1-3 一般住民、観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達
 1-3-2 観光客・登山者への情報伝達

国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者等への噴火警戒レベル及び入山規制の周知 報道機関への情報提供
山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設等における観光客への噴火警戒レベル及び入山規制の周知 山小屋における登山者への下山呼びかけ及び山小屋スタッフ等の下山
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 道路情報板等による道路利用者への情報提供 道路及び登山道の通行止めの周知
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 情報の集約、共有及び広報、発信 報道機関への情報提供（記者会見等）
噴火警戒レベル5	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 第3次避難対象エリア内の山小屋組合等への情報伝達（入山規制）及び早期下山の呼びかけ 第1次、第2次避難対象エリア内の山小屋組合等への情報伝達（避難）及び早期下山の呼びかけ 状況に応じ、避難勧告等の発令 富士山救護所等への噴火警戒レベル及び入山規制の掲示依頼 別荘地への管理会社を通じた呼びかけ 観光施設等に対し、観光客への入山規制の呼びかけ依頼 警察、消防、道路管理者と連携し、道路や登山口等への入山規制の立て看板設置及び広報車による巡回 市町村内全域への広報 警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知（立入制限・退去命令）
県	<ul style="list-style-type: none"> 県民への広報 報道機関への情報提供
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メールの配信 ホームページ等による広報 問い合わせ窓口の設置 警察、消防と協力して、登山口における入山規制（閉鎖措置等）
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベル及び入山規制の周知 報道機関への情報提供
山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設等における観光客への噴火警戒レベル及び入山規制の周知 山小屋における登山者への下山呼びかけ及び山小屋スタッフ等の下山
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 道路情報板等による道路利用者への情報提供 道路及び登山道の通行止めの周知
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 情報の集約、共有及び広報、発信 報道機関への情報提供（記者会見等）
噴火開始直後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 第4次A避難対象エリア内の山小屋組合等への情報伝達（入山規制）及び早期下山の呼びかけ 第1次～第3次避難対象エリア内の山小屋組合等への情報伝達（避難）及び早期下山の呼びかけ 状況に応じ、避難勧告等の発令 市町村内全域への広報 防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ
県	<ul style="list-style-type: none"> 県民への広報

第3編 第2章 1. 関係機関及び住民等への情報伝達

1-3 一般住民、観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達

1-3-2 観光客・登山者への情報伝達

県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールの配信 ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置 ・警察、消防と協力して、登山口における入山規制（閉鎖措置等）
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベル及び入山規制の周知 ・報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・道路及び登山道の通行止めの周知
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約、共有及び広報、発信 ・報道機関への情報提供（記者会見等）
噴火開始後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の状況に応じ、第4次B避難対象エリア内の山小屋組合等への情報伝達（入山規制）及び早期下山の呼びかけ ・第1次～第4次A避難対象エリア内の山小屋組合等への情報伝達（避難）及び早期下山の呼びかけ ・状況に応じ、避難勧告等の発令 ・防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ ・市町村内全域への広報 ・警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知（立入制限・退去命令）
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールの配信 ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置 ・警察、消防と協力して、登山口における入山規制（閉鎖措置等）
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の見通し、被害状況、応急・復旧活動等の広報 ・報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・道路及び登山道の通行止めの周知
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約、共有及び広報、発信 ・報道機関への情報提供（記者会見等） ・報道機関を通じた観光客・登山者の避難情報の提供

※レベル2（引き下げ時）は、レベル1（平常（情報収集体制））と同様の対応を行う。

(3) 山小屋組合等と連携した情報伝達

市町村は、噴火警戒レベル1（平常（情報収集体制））の段階で、気象庁の噴火警報等を図28の情報伝達システムにより山小屋組合等に情報伝達する。また、噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合、山小屋組合等へ入山規制の実施を情報伝達するとともに、観光客・登山者に対する早期下山の呼びかけを要請する。

山梨県側と静岡県側の山小屋組合等への連絡担当市町村を表35、36に示す。

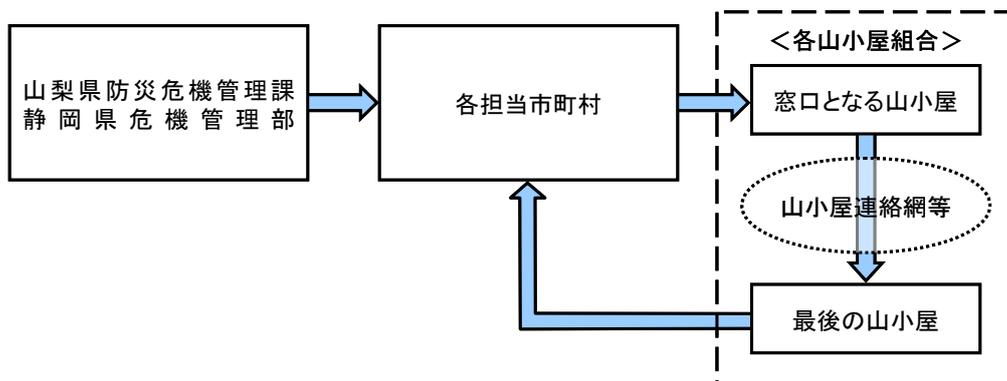


図28 山小屋組合等への情報伝達系統

表35 山小屋組合等への連絡担当市町村（山梨県側）

名称	窓口となる山小屋	施設数	担当市町村
<富士吉田口> 富士スバルライン五合目 自主防災協議会	こみたけ売店	25 施設	富士吉田市安全対策課 (富士山火山対策室) TEL 0555-22-1111
主な組合 ・富士山吉田口旅館組合（東洋館）16 施設 ・富士山五合目国際観光協議会（五合園レストハウス）2 施設			

表36 山小屋組合等への連絡担当市町村（静岡県側）

名称	窓口となる山小屋	施設数	担当市町村
<富士宮口> 富士山表富士宮口登山組合	富士山表富士宮口 登山組合長	9 施設	富士宮市防災危機管理室 TEL 0544-22-1319 (H27.4 組織改正予定)
<御殿場口> 富士山御殿場口山内組合	富士山御殿場口 山内組合長	5 施設	御殿場市危機管理課 TEL 0550-82-4370
<須走口> 富士山須走口山内組合	富士山須走口 山内組合長	13 施設	小山町地域防災課 TEL 0550-76-6111

※<八合目以上>に表中の3つの組合と重複する「富士山頂上奥宮境内地使用者組合」がある。

1-3-3 避難行動要支援者への情報伝達

(1) 基本的な考え方

避難行動要支援者は、一般住民より一段階早く避難するため、早めの情報伝達が必要となる。一人暮らしの高齢者世帯などは情報が届きにくいことから、市町村は、防災行政無線や広報車による広報のほか避難支援等関係者と協力し、名簿を活用した電話、FAX、訪問による方法、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど複数の手段により情報伝達を行う。

第3編 第2章 1. 関係機関及び住民等への情報伝達
 1-3 一般住民、観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達
 1-3-3 避難行動要支援者への情報伝達

(2) 各機関の対応

避難行動要支援者への情報伝達に係る各機関の対応事項を表37に示す。

表37 避難行動要支援者への情報伝達に係る各機関の対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (平常)	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の名簿及び個別計画の作成 ・避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供 ・避難行動要支援者への情報伝達体制の構築 (通信手段、巡回体制等) ・町内会等による情報伝達及び安否確認体制の構築 ・自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者 (福祉タクシー等)、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築
県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の避難支援に係る情報伝達体制の構築 ・富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知、啓発 ・広域避難計画の周知
国	<ul style="list-style-type: none"> ・火山防災情報の共有化システムの構築 ・国内外への情報発信体制の構築
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達手段の整備 (日常利用機器等の活用検討) 例) 聴覚障害者: F A X、携帯電話メール、テレビ放送 (文字放送など)、聴覚障害者用情報受信装置 視覚障害者: 受信メールを読み上げる携帯電話 手が不自由な障害者: フリーハンド用機器を備えた携帯電話
噴火警戒レベル1 (平常 (情報収集体制))	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次避難対象エリア内に情報伝達 (避難準備) ・市町村内全域への広報
県	<ul style="list-style-type: none"> ・「火山の状況に関する解説情報等」の避難実施市町村への伝達
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援等関係者との情報伝達体制の確認 ・関係機関への情報伝達 ・報道機関への情報提供
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動が活発化の傾向を示している場合、必要に応じ、協議会の開催 (情報の集約、共有及び広報、発信) ・報道機関への情報提供
噴火警戒レベル3	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次避難対象エリア内に情報伝達 (避難) ・第2次避難対象エリア内に情報伝達 (避難準備) ・状況に応じ、避難勧告等の発令 ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達 (電話、F A X、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等) ・市町村内全域への広報 ・福祉避難所への情報伝達 (開設準備の要請等) ・防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報
県・避難実施	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールの配信

第3編 第2章 1. 関係機関及び住民等への情報伝達
 1-3 一般住民、観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達
 1-3-3 避難行動要支援者への情報伝達

市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベルの周知 ・報道機関への情報提供
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、協議会の開催（情報の集約、共有及び広報、発信） ・報道機関への情報提供（記者会見等）
噴火警戒レベル4	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次、第2次避難対象エリア内に情報伝達（避難） ・第3次避難対象エリア内に情報伝達（避難準備） ・状況に応じ、避難勧告等の発令 ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・市町村内全域への広報 ・福祉避難所への情報伝達（開設準備の要請等） ・警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知（立入制限・退去命令） ・防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールの配信 ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベルの周知 ・報道機関への情報提供
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約、共有及び広報、発信 ・報道機関への情報提供（記者会見等）
噴火警戒レベル5	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次～第3次避難対象エリア内に情報伝達（避難） ・第4次A避難対象エリア内に情報伝達（避難準備） ・状況に応じ、避難勧告等の発令 ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・市町村内全域への広報 ・福祉避難所への情報伝達（開設準備の要請等） ・警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知（立入制限・退去命令） ・防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールの配信 ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベルの周知 ・報道機関への情報提供
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約、共有及び広報、発信 ・報道機関への情報提供（記者会見等）
噴火開始直後	

第3編 第2章 1. 関係機関及び住民等への情報伝達

1-3 一般住民、観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達

1-3-3 避難行動要支援者への情報伝達

避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次～第4次A避難対象エリア内に情報伝達（避難） ・第4次B避難対象エリア内に情報伝達（避難準備） ・状況に応じ、避難勧告等の発令 ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・市町村内全域への広報 ・福祉避難所への情報伝達（開設準備の要請等） ・防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールの配信 ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベルの周知 ・報道機関への情報提供
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約、共有及び広報、発信 ・報道機関への情報提供（記者会見等）
噴火開始後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次～4次A避難対象エリア内に情報伝達（避難） ・火山活動の状況に応じ、第4次B避難対象エリア内に情報伝達（避難準備） ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・状況に応じ、避難勧告等の発令 ・防災行政無線、回覧板、広報誌の配布、ホームページ等による生活関連情報の広報 ・防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ ・市町村内全域への広報 ・警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知（立入制限・退去命令）
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールの配信 ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の見通し、被害状況、応急・復旧活動等の広報 ・報道機関への情報提供
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約、共有及び広報、発信 ・報道機関への情報提供（記者会見等） ・報道機関を通じた避難行動要支援者の避難情報の提供

※レベル2（引き下げ時）は、レベル1（平常（情報収集体制））と同様の対応を行う。

1-4 情報伝達例文及び広報手段

(1) 避難情報等の情報伝達例文

市町村は、避難勧告等を発令する場合は、表 38 に示す例文を参考にして防災行政無線等による情報伝達を行う。

表 38 避難情報等の情報伝達例文

区分	情報伝達例文
入山規制	<ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山の入山規制についてお知らせします。 ・現在、富士山には噴火警戒レベル3が発表されています。 ・本日〇〇時〇〇分をもって入山規制を実施します。（しました。） ・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・登山者及び地区内の入山者並びに居住者は直ちに退去してください。
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山の噴火に関する避難準備情報についてお知らせします。 ・現在、富士山には噴火警戒レベル3が発表されています。 ・本日〇〇時〇〇分をもって避難準備情報を発表します。（しました。） ・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・対象地区の居住者は、噴火に備えて避難の準備を始めてください。 ・避難に支援が必要な方と支援者の方については、〇〇（所定の避難先）へ避難してください。
避難勧告	<p>（サイレン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山に噴火警戒レベル4が発表されました。 ・本日〇〇時〇〇分をもって避難勧告を発令しました。 ・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・対象地区の居住者は所定の避難先へ避難してください。
避難指示	<p>（サイレン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山に噴火警戒レベル5が発表されました。 ・本日〇〇時〇〇分をもって避難指示を発令しました。 ・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・対象地区の居住者は、〇〇時〇〇分までに地区から離れ、安全な場所へ避難してください。
警戒区域の設定	<p>（サイレン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・現在、富士山には噴火警戒レベル5が発表されています。 ・本日〇〇時〇〇分をもって警戒区域を設定しました。 ・設定地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・対象地区にいる方は直ちに退去してください。

(2) 各段階における情報伝達・広報項目

市町村が、各段階において一般住民等に対し情報伝達・広報を行う項目例を表39に示す。

表39 各段階における情報伝達・広報項目例

実施時期	分類	項目例
噴火警戒 レベル1 (平常)	噴火への備え	避難先・避難方法・避難実施時期の再確認／避難時持ち出し品の準備・再確認／落ち着いた行動をとること／風評・うわさ話に惑わされないこと／正しい情報の入手を心掛けること／火山の成り立ち、噴火の履歴、地質・地形学、火山が地域社会に与える恩恵などの富士山に関する基礎知識 等
噴火警戒 レベル1 (平常(情報収集体制))	火山活動の現状及び今後の見通し	地震発生状況／低周波地震発生状況／地殻変動状況／各種観測データから総合的に判断される火山活動状況／噴火予測／火口の位置／噴火形態・規模／噴火に伴う現象の影響範囲及び拡大(縮小)見通し／火山活動の推移予測 等
噴火警戒 レベル3	入山規制	危険の高まりによる入山規制の実施情報／入山規制の実施範囲／入山規制解除の見通し／避難準備情報(避難勧告等) 等
噴火警戒 レベル4、5	避難勧告、指示	避難勧告等／対象範囲、対象者／避難先／避難方法／避難勧告等の解除の見通し 等
噴火開始後	被害状況	噴火に伴う現象による被害の発生状況／道路不通箇所等
	防災対応状況	火山現象の推移予想(可能な限り)／対策本部設置状況／避難実施・完了状況／被災地における各種応急活動／各種復旧作業の実施状況と復旧の見通し／公共輸送機関の運行状況と運転再開の見通し／住民や事業者に対する支援事業 等
	安否情報	避難者収容状況／災害用伝言ダイヤル、災害情報掲示板等の活用方法 等
噴火警戒 レベル2 (引き下げ時)	火口周辺規制	地震発生状況／低周波地震発生状況／地殻変動状況／各種観測データから総合的に判断される火山活動状況／噴火予測／火口の位置／噴火形態・規模／噴火に伴う現象の影響範囲及び拡大(縮小)見通し／火山活動の推移予測／火口周辺規制の実施範囲／火口周辺規制解除の見通し／避難準備情報(避難勧告等) 等

(3) 情報伝達・広報手段

国、県及び市町村は、表40に示す手段を活用して、迅速かつ的確に情報伝達・広報を行う。また、停電等による通信途絶を考慮し、複数の情報伝達・広報手段を活用する。

火山活動が活発化し噴火警戒レベルが引き上げられると一般住民等からの問い合わせが増加することから、ホームページ等での広報により問い合わせ業務の軽減化を図る。また、全国から安否確認の問い合わせが集中するため、電話が繋がりにくい状態になり災害対応に支障を来すおそれがあるので、平常時から災害時伝言ダイヤル等の利用を周知する。

表40 住民等への情報伝達・広報手段（例）

媒体等		主に扱う行政機関			特長
		国	県	市町村	
防災行政無線				○	無線子局スピーカーから避難勧告等を音声で広域に情報発信することが可能
広報車			○	○	きめ細かな情報発信が可能
緊急速報メール (エリアメール等)			○	○	避難等が必要なエリアにいる人に携帯電話メールによる周知が可能
市町村メール配信サービス				○	登録者に対しメールによる情報発信が可能
電話、FAX、戸別訪問（直接連絡）				○	市町村、町内会等による高齢独居世帯への直接の情報発信が可能
Webサイト、携帯サイト (ホームページ)		○	○	○	国内外へ広く広報することが可能
SNS (Facebook、ツイッター等)			○	○	特定の人（登録者）への広報が可能
Lアラート (公共情報コモンズ)			○	○	地上デジタル放送のデータ放送を使い文字情報による広報が可能
報道機関を通じて	新聞	○	○	○	即時性はないが正確かつ詳細な情報の広報が可能
	テレビ	○	○	○	映像による全県下（または全国）への広報が可能
	ラジオ	○	○	○	音声による全県下（または全国）への広報が可能
	コミュニティーFM		○	○	特定の地域に密着した音声による広報が可能

1-5 国内外への情報伝達・広報

火山活動が活発化し噴火警戒レベルが3に引き上げられると、入山規制の実施や住民避難が始まるため、他地域から避難対象エリア内への人の流入を抑制する必要がある。また、火山災害では物理的な被害だけでなく、社会活動や観光、物流、交通機関等の経済活動など日本全体のみならず海外にも影響が及ぶおそれがある。このため、国は、関係省庁等から以下の項目について情報収集するとともに、国内外に向けて正確に情報伝達・広報を行うことにより、避難対象エリアを含む富士山周辺地域や社会全体の安定に努める。

国内外に向けて情報伝達・広報する主な情報
<ul style="list-style-type: none">・火山活動の現状及び今後の見通し・政府の対応・被害及び復旧活動の概況・日本全体の経済活動への影響の実態及びその対応・道路通行規制状況及び代替ルート情報・鉄道運行状況・航空機運航状況・観光客受入状況

2. 報道対応

(1) 基本的な考え方

国、県、市町村及び関係機関は、避難勧告等、火山活動の状況及び被害状況などを広く伝えるため、報道機関を活用して情報伝達・広報を行う。また、報道機関からの取材や問い合わせに対しては、協議会（または合同会議）で共有した情報を含め、原則として各機関が窓口を設置して情報提供する。ただし、協議会（または合同会議）で合意した事項等については、協議会（または合同会議）の開催後、必要に応じて記者会見等により発表する。

報道機関への情報提供に当たっては、協議会（または合同会議）が情報を一元化した上で、発信時点や発信者を明確にするなど、矛盾した内容の情報が伝わらないよう留意する。また、誤った情報や複数の整合性のとれない情報により、住民避難に混乱が生じるおそれがあるほか、混乱によって地域産業への経済的被害を及ぼす可能性があるため、情報伝達・広報を行う際には十分留意する。

(2) 各機関の対応

報道対応に係る各機関の対応事項を表 41 に示す。

表 41 報道対応に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル 1（平常（情報収集体制））	
国・県・避難 実施市町村・ 関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関への情報提供（火山活動の状況、防災対応等） 報道対応窓口の設置
協議会	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動が活発化の傾向を示している場合、必要に応じ、協議会の開催（情報の集約、共有及び広報、発信） 報道機関への情報提供（火山活動の状況、関係機関の対応状況等）
噴火警戒レベル 3	
国・県・避難 実施市町村・ 関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関への情報提供（火山活動の状況、避難の情報、防災対応等） 報道対応窓口の設置
協議会	<ul style="list-style-type: none"> 情報の集約、共有及び広報、発信 報道機関への情報提供（協議会合意事項、火山活動の状況、避難の状況、関係機関の対応状況等）
噴火警戒レベル 4、5	
国・県・避難 実施市町村・ 関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関への情報提供（火山活動の状況、避難の情報、防災対応等） 報道対応窓口の設置
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 情報の集約、共有及び広報、発信 報道機関への情報提供（合同会議合意事項、火山活動の状況、避難の状況、関係機関の対応状況等）

第3編 第3章 2. 報道対応

噴火開始後	
国・県・避難 実施市町村・ 関係機関	<ul style="list-style-type: none">・報道機関への情報提供（火山活動の状況、被害状況、避難の情報、防災対応等）・報道対応窓口の設置
合同会議	<ul style="list-style-type: none">・情報の集約、共有及び広報、発信・報道機関への情報提供（合同会議合意事項、火山活動の状況、今後の火山活動の見通し、被害状況、避難の状況、関係機関の対応状況等）

※レベル2（引き下げ時）は、レベル1（平常（情報収集体制））と同様の対応を行う。

第3章 避難対策

1. 広域避難者の受入れに係る基本事項

(1) 基本的な考え方

溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自家用車等による避難を基本とし、第2編 第2章 2. に示すとおり、状況によっては市町村外への広域避難となる。

広域避難者の避難先の調整手順は、まず県が避難先となる受入市町村を決定し、次に受入市町村が避難実施市町村と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。

広域避難者は、原則として、避難実施市町村から広域避難先となる受入市町村名の指示を受けて、受入市町村の一時集結地へ一旦集合する。そこで受入市町村から受入避難所の指示を受けた後、各自で避難を行う（図29）。

なお、広域避難者は同一県内の他市町村で受入れることを基本とするが、受入避難所の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、各県（山梨県、静岡県、神奈川県）への避難が必要となった場合には、県は広域避難者の受入れを要請する。ただし、被災等により各県も受入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

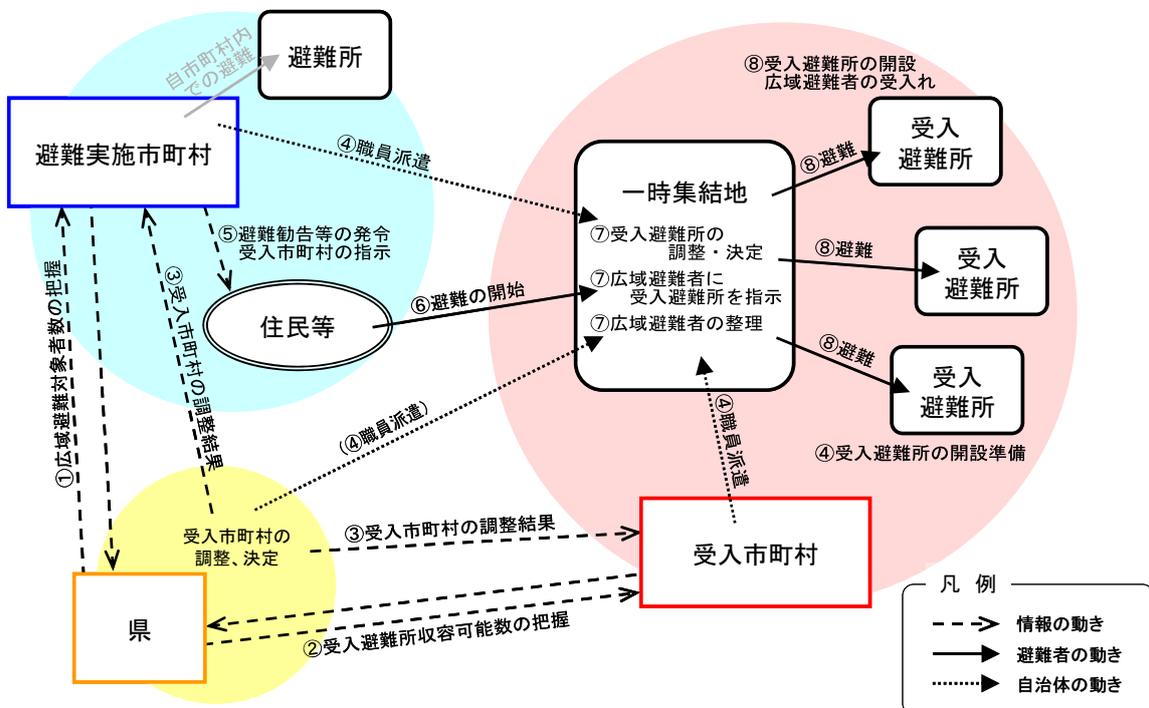


図29 広域避難の受入調整フロー図

(2) 受入調整の手順

具体的な広域避難者の受入調整の手順を表 42 に示す。

表 42 広域避難者の受入調整の実施手順

実施時期	実施手順
噴火警戒レベル 1 (平常時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、避難実施市町村の避難対象者及び受入市町村の受入避難所収容可能数を把握 ・ 県及び避難実施市町村は、受入市町村と協力して、一時集結地を予め選定してリスト化し、住民へ周知 ・ 受入市町村は、必要に応じて一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等を締結 ・ 県及び避難実施市町村は、受入市町村をグループ化した受入地域を予め設定し、広域避難時の調整が円滑に実施できるよう備える
噴火警戒レベル 1 (平常 (情報収集体制))	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、避難実施市町村に対し、広域避難の可能性のある広域避難対象者数を照会 (①) ・ 県は、受入市町村に対し、受入避難所と収容可能数の状況を照会 (②) ・ 県は、避難実施市町村と受入市町村からの回答により受入市町村を調整、決定し、結果を避難実施市町村及び受入市町村に伝達 (③)
広域避難の準備 (噴火警戒レベル 3 以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難実施市町村は、受入市町村 (支援本部等) に職員を派遣 ・ 受入市町村は、一時集結地の施設管理者に対し使用許可を求める ・ 避難実施市町村及び受入市町村は、一時集結地及び受入避難所の開設や広域避難者の人員整理等のため職員を派遣。県は、必要に応じて支援のための職員を派遣 (④) ・ 受入市町村は、一時集結地及び受入避難所の開設準備を実施
避難勧告等の発令時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難実施市町村は、住民に対し避難勧告等の発令と同時に、受入市町村及び一時集結地を指示 (⑤)
広域避難の開始時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入市町村は、一時集結地及び受入避難所を開設 ・ 広域避難者は、受入市町村の一時集結地に向け避難を開始 (⑥)
一時集結地の集合時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難者は、受入市町村の一時集結地に一旦集合 ・ 避難実施市町村は、受入市町村と連携して一時集結地において広域避難者の人員整理、誘導案内等を実施 ・ 受入市町村は、避難実施市町村と連携して広域避難者の受入避難所を決定し、広域避難者に指示 (⑦)
避難所への避難時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難者は、指示された受入避難所へ各自で避難を開始 ・ 受入市町村は、受入避難所で広域避難者の受入を実施 (⑧)

※表中の丸番号は、図 29 の丸番号と一致する。

(3) 広域避難者の受入れ先

3ライン同時避難時の広域避難の方向は第2編 第2章 4. に示すとおりであるが、広域避難者の受入れ先については、以下のとおり各県ごとに定める。なお、各受入地域内の受入市町村の調整は、受入調整の実施手順のとおり県が行う（表42）。

1) 山梨県

山梨県内の避難先となる受入市町村を4地域に分け、原則として、避難実施市町村は4地域の避難想定人数の目安、火山活動の状況及び地理的要因等を考慮した上で広域避難をする（図30、表43）。

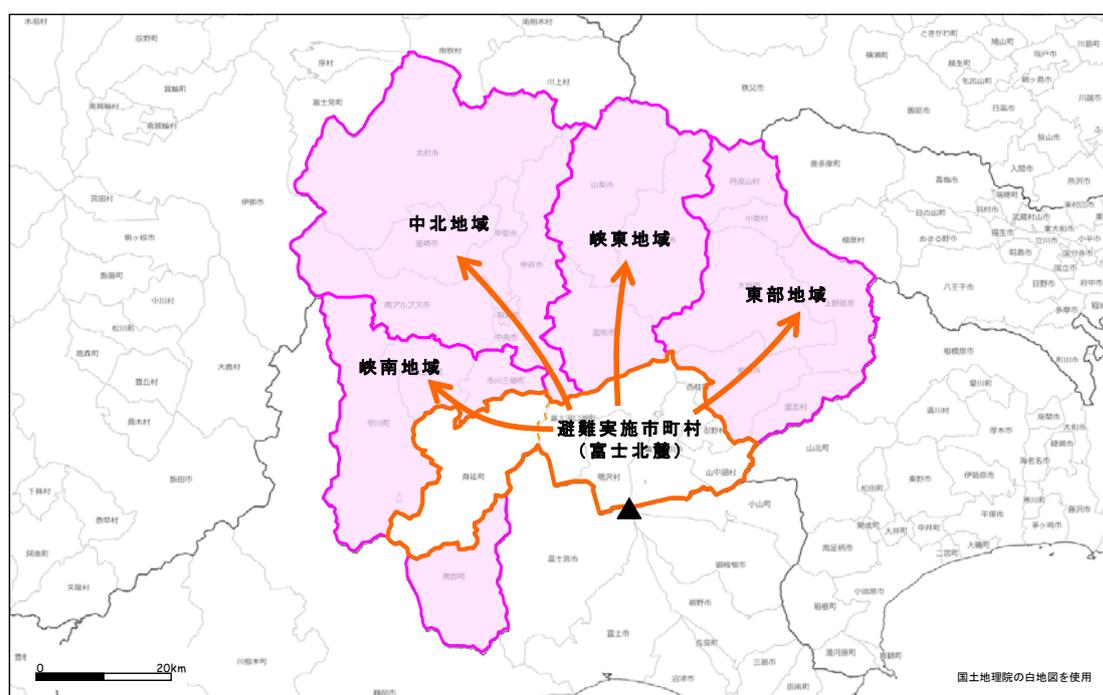


図30 広域避難者の受入地域（山梨県）

表43 各受入地域内の受入市町村（山梨県）

地域	市町村名
中北地域	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町
峡東地域	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南地域	市川三郷町、早川町、身延町、富士川町、南部町
東部地域	都留市、大月市、上野原市、道志村、小菅村、丹波山村

2) 静岡県

静岡県内の避難先となる受入市町を受入地域（地域ごとのグループ）に分け、原則として、富士東麓の避難実施市町（小山町、御殿場市、裾野市）は受入地域A、B、C、D、Fに、富士西麓の避難実施市町（富士宮市、富士市）は受入地域D、E、F、Gに広域避難する（図 31、表 44）。ただし、富士西麓地域が被災せず避難者の受入れが可能な場合には、富士東麓の避難実施市町はまず先に富士西麓地域へ広域避難をする。

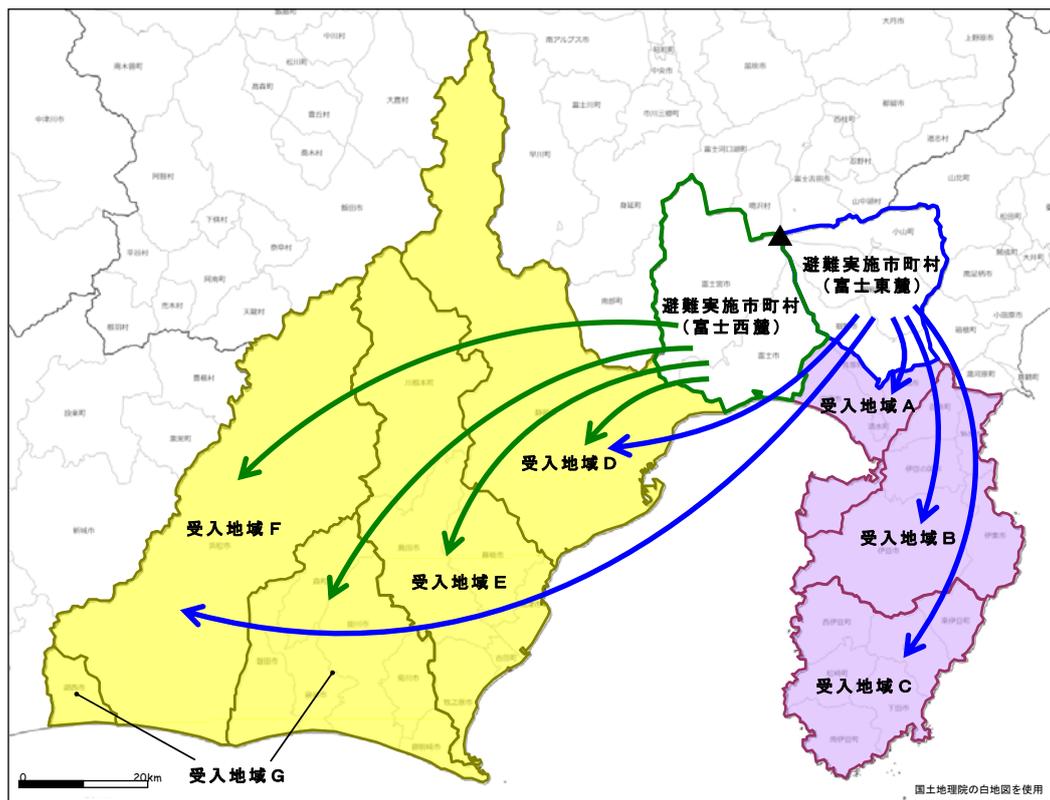


図 31 広域避難者の受入地域（静岡県）

表 44 各受入地域内の受入市町（静岡県）

地域	市町名
受入地域A	沼津市、三島市、清水町、長泉町
受入地域B	熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町
受入地域C	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
受入地域D	静岡市
受入地域E	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
受入地域F	浜松市
受入地域G	磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町

(4) 融雪型火山泥流、降灰、小さな噴石、降灰後土石流からの避難

溶岩流等以外の火山現象（融雪型火山泥流、降灰、小さな噴石、降灰後土石流）の避難方法については、原則として第2編 2章 2. に示すとおり、融雪型火山泥流にあつては高所・高台や近隣の堅牢な建物に、降灰にあつては降灰に耐える近隣の堅牢な建物に、降灰後土石流にあつては通常の土砂災害に対して指定された避難場所に、それぞれ避難（小さな噴石に対しては、屋内退避）する。

ただし、大量の降灰などにより住民に危険が及ぶおそれがある場合は、避難実施市町村等の判断により避難実施市町村外へ広域避難することもある。その場合は、溶岩流等の広域避難者の受入れに係る基本的な考え方を準用する。

2. 入山規制

(1) 基本的な考え方

市町村は、噴火警戒レベルに応じて観光客・登山者を対象に入山規制を実施する(表45)。

市町村は、噴火警戒レベルの引き上げに伴い入山規制エリアの拡大を決定し、山小屋組合等に対して情報伝達するとともに、観光客・登山者への早期下山の呼びかけを要請する。

入山規制の実施後は、警察、消防及び山小屋組合等と協力して観光客・登山者の避難誘導を実施する。入山規制エリアのうち第1次及び第2次避難対象エリアでは、立て看板の設置などにより人が立ち入らないよう規制を行うが、第3次避難対象エリアより外側は、エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行う。

表 45 入山規制の実施基準

実施時期	入山規制エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア
噴火警戒レベル5	第3次避難対象エリア
噴火開始直後	第4次A避難対象エリア
噴火開始後	第4次B避難対象エリア

(2) 各機関の対応

入山規制に係る各機関の対応事項を表46に示す。

表 46 入山規制に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (平常)	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 入山規制の実施方法の検討 入山規制実施時の広報方法の検討 山小屋組合等への情報伝達体制の構築 山小屋組合等と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 宿泊施設、観光施設、別荘管理事務所等への防災行政無線戸別受信機の設置促進
県	<ul style="list-style-type: none"> 避難実施市町村における山小屋組合等との情報伝達体制の把握 富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発
県・避難実施市町村・警察	<ul style="list-style-type: none"> 入山規制実施時の規制箇所の検討
県・避難実施市町村・山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> 入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討 県及び避難実施市町村と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 施設へのヘルメット等の整備

噴火警戒レベル1 (平常 (情報収集体制))	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 山小屋組合等への「火山の状況に関する解説情報等」の伝達 火山活動の状況を周知する立て看板の登山口への設置 関係機関との情報伝達体制の確認 入山規制の実施に備えた準備 (必要に応じて入山自粛の要請)
県	<ul style="list-style-type: none"> 「火山の状況に関する解説情報等」の避難実施市町村への伝達
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 観光客・登山者への広報 関係機関への情報伝達 報道機関への情報提供
山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> 入山規制の実施に備えた準備
協議会	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動が活発化の傾向を示している場合、必要に応じて、協議会の開催 (情報の集約、共有及び広報、発信) 報道機関への情報提供
噴火警戒レベル3	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 第1次避難対象エリアの入山規制の実施 山小屋組合等への情報伝達 市町村内全域への広報
県	<ul style="list-style-type: none"> 避難実施市町村への情報伝達 県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報提供 報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 道路情報板等による道路利用者への情報提供
警察・道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
警察・消防	<ul style="list-style-type: none"> 避難実施市町村と協力して、入山規制の実施及び巡回
山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> 観光客・登山者への入山規制の実施の周知 登山者への下山の呼びかけ及び山小屋スタッフ等の下山
噴火警戒レベル4	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 第2次避難対象エリアの入山規制の実施 山小屋組合等への情報伝達 市町村内全域への広報
県	<ul style="list-style-type: none"> 避難実施市町村への情報伝達 県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報提供 報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 道路情報板等による道路利用者への情報提供
警察・道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
警察・消防	<ul style="list-style-type: none"> 避難実施市町村と協力して、入山規制の実施及び巡回
山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> 観光客・登山者への入山規制実施の周知 登山者への下山の呼びかけ及び山小屋スタッフ等の下山
噴火警戒レベル5	

第3編 第3章 2. 入山規制

避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次避難対象エリアの入山規制の実施 ・山小屋組合等への情報伝達 ・市町村内全域への広報
県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村への情報伝達 ・県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報提供 ・報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供
警察・道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
警察・消防	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村と協力して、入山規制の実施及び巡回
山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客・登山者への入山規制実施の周知 ・登山者への下山の呼びかけ及び山小屋スタッフ等の下山
噴火開始直後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次A避難対象エリアに入山規制の実施 ・山小屋組合等への情報伝達 ・市町村内全域への広報
県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村への情報伝達 ・県民への広報
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報提供 ・報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供
警察・道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
警察・消防	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村と協力して、入山規制の実施及び巡回
山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客・登山者への入山規制実施の周知 ・登山者への下山の呼びかけ及び山小屋スタッフ等の下山
噴火開始後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の状況に応じて、第4次B避難対象エリアの入山規制の実施 ・山小屋組合等への情報伝達 ・市町村内全域への広報
県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村への情報伝達 ・県民への広報
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報提供 ・報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供
警察・道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
警察・消防	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村と協力して、入山規制の実施及び巡回
山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客・登山者への入山規制実施の周知 ・登山者への下山の呼びかけ及び山小屋スタッフ等の下山

※レベル2（引き下げ時）は、レベル1（平常（情報収集体制））と同様の対応を行う。

3. 警戒区域の設定

(1) 基本的な考え方

市町村長は、噴火が発生し、または発生しようとしている場合、住民等の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずる。市町村は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて合同会議において協議を行う。なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第22条第1項で定める基本的人権（居住・移転の自由）に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。

市町村は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

警戒区域設定の考え方	
	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域の設定は避難対象エリア単位を基本とする。 ・噴火後は、リアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。 ・警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。 ・警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、市町村長が設定する。 ・小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。

(2) 各機関の対応

警戒区域の設定に係る各機関の対応事項を表47に示す。

表47 警戒区域の設定に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1（平常）	
避難実施市町村	・県及び警察と連携して交通規制箇所（道路）の選定
県・避難実施市町村	・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築
警察	・避難実施市町村と連携して交通規制箇所（道路）の選定
警戒区域の設定検討時	
避難実施市町村	・必要に応じ、合同会議において、警戒区域の設定に関する協議 ・市町村全体が警戒区域に設定された場合の対応の検討
警察	・警戒区域の設定に応じた交通規制箇所（道路）の選定
合同会議	・必要に応じ、避難実施市町村と警戒区域の設定に関する協議
警戒区域の設定時	

第3編 第3章 3. 警戒区域の設定

避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域の設定 ・市町村内全域への広報
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・山小屋組合等に対し、観光客・登山者への警戒区域の設定の周知を要請
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者に対し、警戒区域の設定の周知 ・報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防と連携した警戒区域内の管理道路の巡回 ・道路情報板等による道路利用者への情報提供
警察・消防・自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域内への立入禁止措置及び巡回
山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客・登山者への警戒区域設定の周知
噴火開始後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の状況に応じて、警戒区域の見直しを合同会議で協議
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防と連携した警戒区域内の管理道路の巡回 ・道路情報板等による道路利用者への情報提供
警察・消防・自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域内への立入禁止措置及び巡回
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の状況に応じて、警戒区域の見直しを協議

4. 広域避難路の指定及び確保

(1) 広域避難路の指定

協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定する（表 48、図 32）。

避難実施市町村は、広域避難ルートを検討の上、広域避難路までの接続道路及び広域避難路から受入市町村の一時集結地や受入避難所までの接続道路を予め避難路として指定する。

表 48 山梨県の広域避難路

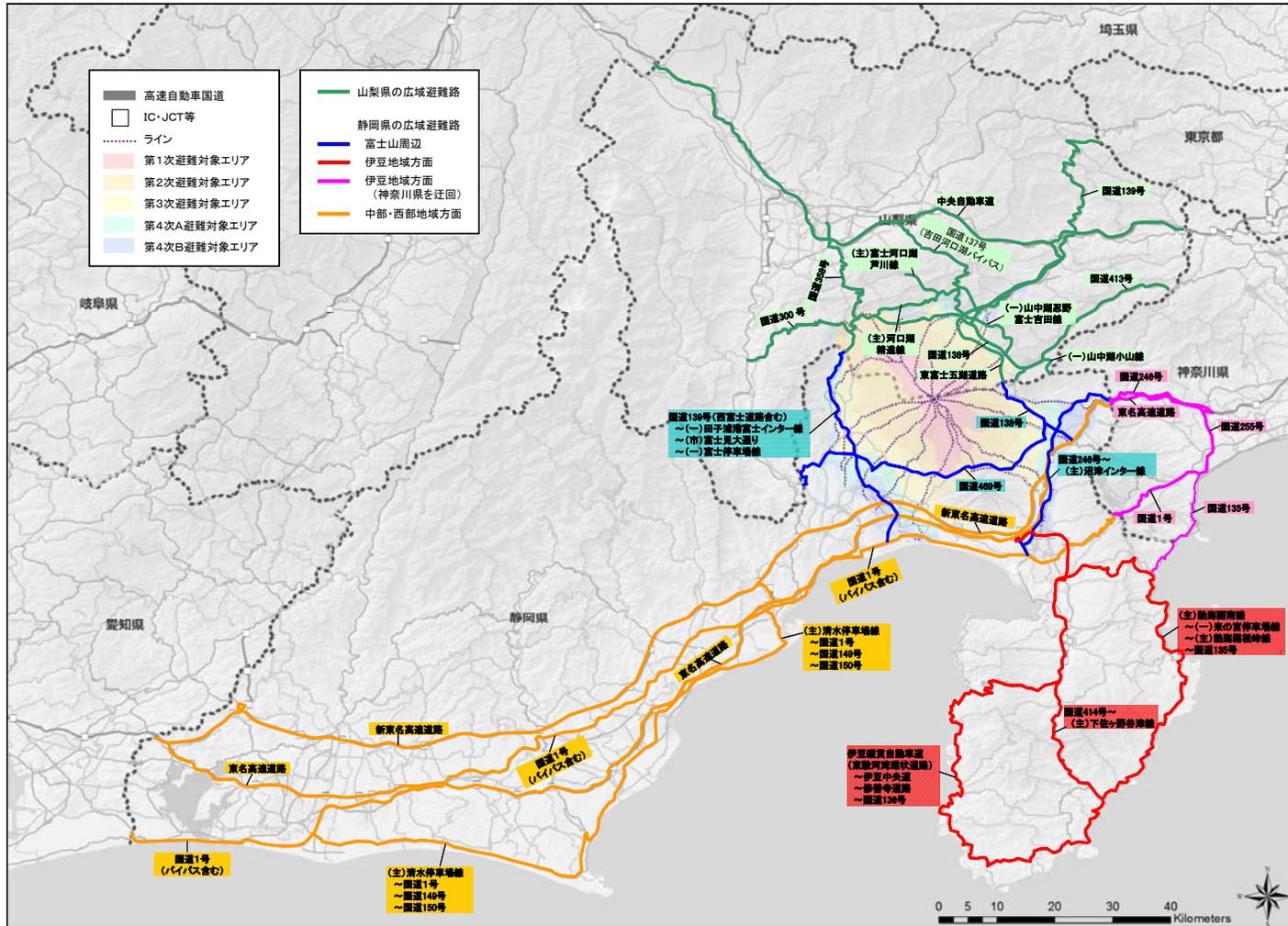
路線名・区間	始点・終点 市町村名	
富士山周辺		
中央自動車道	富士吉田市	上野原市 [神奈川県に接続]
東富士五湖道路	山中湖村 [静岡県に接続]	富士吉田市 [中央自動車道（大月方面）接続]
国道 137 号（吉田河口湖バイパス）	富士吉田市	笛吹市
国道 138 号	山中湖村 [静岡県に接続]	富士吉田市 [国道 137, 139, 300, 413 号に至る]
国道 139 号	富士河口湖町 [静岡県に接続]	小菅村 [東京都に接続]
国道 413 号	富士吉田市	道志村 [神奈川県に接続]
国道 358 号	富士河口湖町	甲府市
国道 300 号	富士河口湖町	身延町
(一) 山中湖忍野富士吉田線	山中湖村	富士吉田市 [国道 139 号に至る]
(一) 山中湖小山線	山中湖村	山中湖村 [神奈川県に接続]
(主) 河口湖精進線	富士河口湖町	富士河口湖町 [国道 139 号に至る]
(主) 富士河口湖芦川線	富士河口湖町	笛吹市

表 49 静岡県の広域避難路

路線名・区間		始点・終点 市町村名	
富士山周辺			
国道 138 号	小山町 [山梨県に接続]	御殿場市 [国道 1 号に至る]	
国道 139 号 (西富士道路含む) ~ (一) 田子浦港富士インター線 ~ (市) 富士見大通り ~ (一) 富士停車場線	富士宮市 [山梨県に接続]	富士市 [国道 1 号に至る]	
国道 246 号 ~ (主) 沼津インター線	小山町 [神奈川県に接続]	沼津市 [新東名、国道 1 号、伊豆縦貫自動車道に至る]	
国道 469 号	御殿場市	富士宮市	
伊豆地域方面			
伊豆縦貫自動車道 (東駿河湾環状道路) *1 ~ 伊豆中央道 ~ 修善寺道路 ~ 国道 136 号	沼津市	下田市	
国道 414 号 ~ (主) 下佐ヶ野谷津線	伊豆市	河津町	
(主) 熱海函南線 ~ (一) 来の宮停車場線 ~ (主) 熱海箱根峠線 ~ 国道 135 号	函南町	下田市	
伊豆地域方面 (神奈川県を迂回) *2			
東名高速道路	小山町 (御殿場市)	大井町 [国道 255 号に至る]	
国道 246 号	小山町	松田町 [国道 255 号に至る]	
国道 255 号	松田町	小田原市 [国道 1 号に至る]	
国道 1 号	小田原市	函南町	
国道 135 号	小田原市	熱海市	
中部・西部地域方面*2			
新東名高速道路	御殿場市 [東名に接続]	浜松市 [東名に接続]	
東名高速道路	小山町 [神奈川県に接続]	浜松市 [愛知県に接続]	
国道 1 号 (バイパス含む)	函南町 [神奈川県に接続]	湖西市 [愛知県に接続]	
(主) 清水停車場線 ~ 国道 1 号 ~ 国道 149 号 ~ 国道 150 号	静岡市 [国道 1 号から接続]	浜松市 [国道 1 号に至る]	

*1 伊豆縦貫自動車道は計画・整備中のため、供用が開始され次第、順次その区間を含めていく。

*2 伊豆地域方面 (神奈川県を迂回) 及び中部・西部地域方面の広域避難路は、状況に応じて路線を選択するものとする。



※高速自動車国道、緊急輸送道路、IC・JCT等は、国土数値情報のデータをもとに作成（平成25年度12月31日時点）

図32 広域避難路

(2) 広域避難路の確保

広域避難路の確保に係る各機関の対応事項を表50に示す。

表50 広域避難路の確保に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (平常)	
避難実施市町村	・広域避難計画に基づく避難ルートの設定 (市町村避難計画の策定)
県	・避難実施市町村が設定した避難ルートの把握
協議会	・広域避難計画への広域避難路の設定 ・広域避難路の代替路の検討
噴火警戒レベル1 (平常 (情報収集体制))	
県・避難実施市町村	・広域避難路 (路線) の周知 ・広域避難路の状況把握
協議会	・火山活動が活発化の傾向を示している場合、必要に応じ、協議会の開催 (避難ルートの調整及び構成機関との合意形成)
噴火警戒レベル3、4、5	
県・避難実施市町村	・広域避難路 (路線) の周知 ・広域避難路の状況把握 ・避難手段の確保及び避難誘導
警察	・広域避難路の渋滞抑制のための誘導 (交通整理等)
道路管理者	・管理道路の巡回
協議会	・避難ルートの調整及び構成機関との合意形成 ・広域避難路 (路線) の広報
噴火開始後	
県・避難実施市町村	・広域避難路 (路線) の周知 ・広域避難路の状況把握 ・避難手段の確保及び避難誘導
警察	・広域避難路の渋滞抑制のための誘導 (交通整理等)
道路管理者	・管理道路の巡回及び応急復旧
合同会議	・広域避難路の被害状況の把握 ・公安委員会が指定する緊急交通路との調整 ・火山活動の状況に応じた避難ルートの見直し

※レベル2 (引き下げ時) は、レベル1 (平常 (情報収集体制)) と同様の対応を行う。

5. 交通規制

5-1 道路交通規制

(1) 基本的な考え方

火山災害に係る道路交通規制の実施目的は、表 51 に示すとおりである。

警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて表 52 に示す実施基準により交通規制を実施する。なお、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第 29 条第 1 項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

市町村は、一般住民等の円滑な避難のため、警察と協力して避難誘導を行う。

警察は、市町村と協力して、広域避難路や接続道路を対象として、避難車両が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。さらに市町村が警戒区域を設定した場合には、警戒区域への立ち入りを防止するため必要な交通規制を実施する。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認めた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。なお、緊急交通路の指定に当たっては、道路の使用に関する調整が必要となる。

道路管理者（国・県・市町村の道路管理者、中日本高速道路（株）及び県道路公社等）は、管理道路が火山現象や火山性地震等により被災、破損したときは通行止めなど必要な交通規制を行う。

表 51 火山災害に係る道路交通規制の実施目的

実施時期	実施目的
噴火前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定された警戒区域への進入防止 ・ 広域避難者（車両）の交通誘導
噴火後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急交通路への許可車両以外の進入防止 ・ 被災した道路や二次災害のおそれがある道路への進入防止 ・ 広域避難者（車両）の交通誘導

表 52 交通規制の実施基準

実施時期	交通規制エリア	交通規制対応
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア	・入山規制に係る登山口等への進入規制 ・登山口への接続路等の一部規制 等
噴火警戒レベル4	第1次～第2次避難対象エリア	・一般住民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 ・警戒レベル5及び噴火に備えた交通規制の準備 等
噴火警戒レベル5	第1次～第3次避難対象エリア	・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置 等
噴火後	第1次～第4次B避難対象エリア	・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制 等

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

(2) 道路使用に関する調整

緊急交通路として公安委員会が指定した道路では、一般車両の通行が禁止されることから、県は、緊急交通路として指定される対象路線を予め把握する（表 53）。

協議会は、広域避難が円滑に実施できるよう、予め関係機関と広域避難路の使用に関する調整を行うとともに、迂回路を検討しておく。また、噴火開始後、公安委員会が緊急交通路を指定する際には、合同会議において広域避難路の使用に関する調整を行う。

警察は、交通規制の実施に当たり、道路管理者と連携して隣接県の警察と交通規制の実施路線、区間、期間、迂回路、代替路線等を警察庁経由で調整する。

表 53 緊急交通路として指定対象となる路線

県名	対象路線名
山梨県	中道自動車道（西宮線）／中央自動車道（富士吉田線）／中部横断自動車道／東富士五湖道路／国道20号／国道52号／国道137号／国道139号／国道138号／国道140号／国道141号／国道300号／国道358号／国道411号／国道413号／国道469号
静岡県	東名高速道路／新東名高速道路／国道1号／国道42号／国道52号／東富士五湖道路
神奈川県	調整中

※緊急交通路は、これらの中から災害の状況に応じて路線を選択し、指定される。

(3) 各機関の対応

道路交通規制に係る各機関の対応事項を表54に示す。

表54 道路交通規制に係る各機関の対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (平常)	
県・避難実施市町村	・警察、道路管理者への広域避難計画の周知
道路管理者	・噴火時等における交通規制方法の事前検討
協議会	・広域避難時の交通規制に係る調整方法の検討
噴火警戒レベル1 (平常 (情報収集体制))	
県	・警察への交通規制の準備の要請
協議会	・必要に応じ、協議会の開催 (情報共有及び広報、発信)
噴火警戒レベル3	
県	・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等への交通規制情報の伝達
県・避難実施市町村	・噴火警戒レベル4の発表に備え、警察への交通規制の要請
避難実施市町村・警察	・入山規制エリアにおける流入規制 ・広域避難車両の誘導
道路管理者	・状況に応じ、交通規制の実施 (または検討) ・報道機関への交通規制情報の提供 ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
警察	・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
協議会	・交通規制情報の集約、共有及び広報、発信
噴火警戒レベル4	
県	・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等への交通規制情報の伝達
県・避難実施市町村	・噴火警戒レベル5発表に備え、警察への交通規制の要請
避難実施市町村・警察	・入山規制エリアにおける流入規制 ・広域避難車両の誘導
道路管理者	・状況に応じ、交通規制の実施 (または検討) ・報道機関への交通規制情報の提供 ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
警察	・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
合同会議	・交通規制情報の集約、共有及び広報、発信
噴火警戒レベル5	
県	・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等への交通規制情報の伝達
避難実施市町村・警察	・入山規制エリアにおける流入規制 ・広域避難車両の誘導
道路管理者	・状況に応じ、交通規制の実施 (または検討)

第3編 第3章 5. 交通規制

5-1 道路交通規制

	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への交通規制情報の提供 ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
警察	<ul style="list-style-type: none"> ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制情報の集約、共有及び広報、発信
噴火開始直後	
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・管理道路の点検 ・管理道路の破損、欠損等が生じた場合の道路通行の禁止または制限 ・破損、欠損箇所の速やかな応急復旧に向けた情報収集 ・道路情報板等による道路利用者への交通規制、迂回路情報の提供
噴火開始後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・警察と協力して、避難誘導の実施 ・道路管理者への応急復旧の要請 ・市町村管理道路の応急復旧が困難な場合、県等に応援を要請
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・管理道路の点検 ・管理道路の破損、欠損等が生じた場合の道路通行の禁止または制限 ・破損、欠損箇所の速やかな応急復旧 ・道路情報板等による道路利用者への交通規制、迂回路情報の提供
警察	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村と協力して、避難誘導及び交通規制の実施 ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、緊急交通路の指定
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・公安委員会が指定する緊急交通路と広域避難路の調整 ・交通規制情報の集約、共有及び広報、発信

※レベル2（引き下げ時）は、レベル1（平常（情報収集体制））と同様の対応を行う。

5-2 高速道路等における交通規制

(1) 基本的な考え方

一般住民等の円滑な避難のため、広域避難路となる高速自動車国道及びその他の自動車専用道路（以下、「高速道路等」という。）を対象として表55に示す実施基準により交通規制を行う。規制の対象となる高速道路等は、「東名高速道路、新東名高速道路、中央自動車道、東富士五湖道路」とする。交通規制の実施例を図33に示す。

警察は、市町村が設定した警戒区域に高速道路等が含まれる場合は、警戒区域への進入を防止するため、必要な交通規制を行うとともに、一般住民を円滑に避難させるため交通誘導を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、公安委員会が緊急交通路として高速道路等の路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。

中日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO中日本」という。）は、火山現象や火山性地震等により被災、破損した管理道路区間について、通行止めなどの必要な交通規制を行う。また、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性のある範囲を避難対象エリアとして設定し

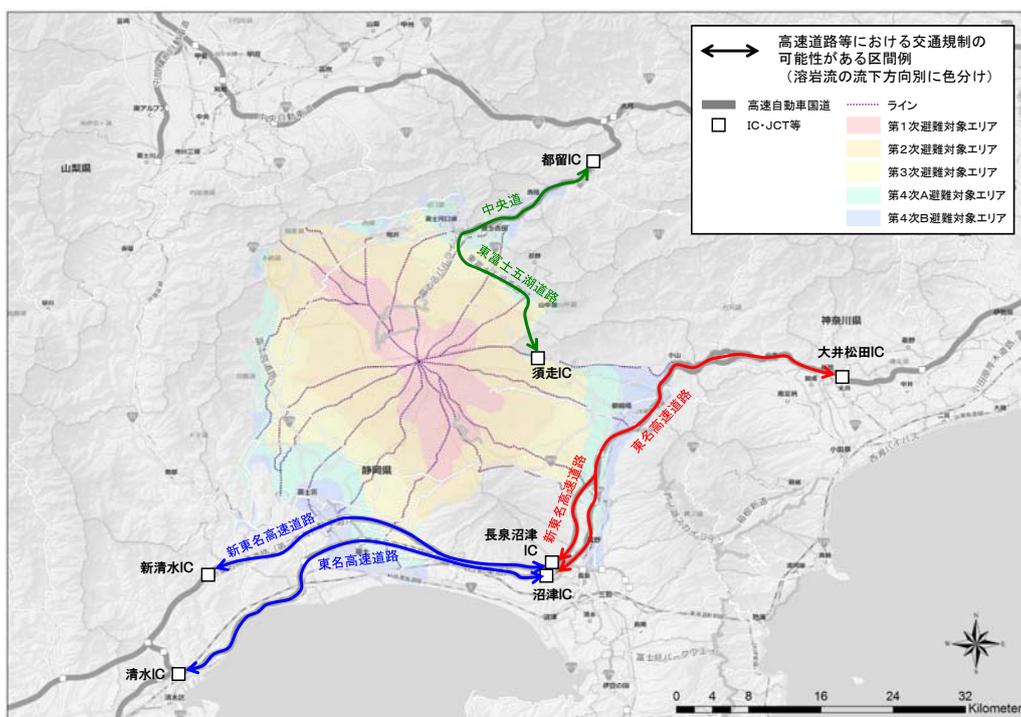
た場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

なお、高速道路等の交通規制を行う場合は、都市間交通（首都圏～中京・阪神圏等）の広域的な迂回路を確保する必要があることから、合同会議において、県、警察、NEXCO 中日本及び関係機関は、迂回路の検討を行う。

表 55 高速道路等における交通規制の実施基準

実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者
噴火警戒 レベル3 以降	— (必要に応じて)	<ul style="list-style-type: none"> 一般住民等の避難開始に伴う交通規制 広域避難者（車両）の交通誘導 	警察
		<ul style="list-style-type: none"> 火山状況の把握及び高速道路利用者への周知 火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制 	NEXCO 中日本
噴火後	避難勧告等が発令された地域を含む区間	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導のための交通規制 緊急交通路への一般車両の流入禁止措置 	警察
		<ul style="list-style-type: none"> 被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め（溶岩流の流下ラインや降灰の影響を踏まえた交通規制を含む） 	NEXCO 中日本

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。



※高速自動車国道、IC・JCT等は、国土数値情報のデータをもとに作成（平成25年12月31日時点）

図 33 高速道路等における交通規制の実施例

(2) 各機関の対応事項

高速道路等における交通規制に係る各機関の対応事項を表56に示す。

表56 高速道路等における交通規制に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (平常)	
NEXCO 中日本	・噴火時等における交通規制の事前検討
協議会	・広域避難時の交通規制に係る調整方法の検討
噴火警戒レベル1 (平常 (情報収集体制))	
県	・警察、NEXCO 中日本への火山活動状況の情報提供
協議会	・必要に応じ、協議会の開催 (情報共有及び広報、発信)
噴火警戒レベル3	
県	・NEXCO 中日本への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 ・高速道路等の規制に係る情報の確認 ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等への交通規制情報の周知 ・NEXCO 中日本への避難に関する情報の提供
警察	・一般住民等の避難開始に伴う交通規制 ・広域避難車両の交通誘導 ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
NEXCO 中日本	・状況に応じ、交通規制の実施 ・報道機関への交通規制情報の提供 ・高速道路等利用者への火山状況及び交通規制情報の周知 ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
協議会	・交通規制情報の集約、共有及び広報、発信 ・NEXCO 中日本との交通規制区間の調整
噴火警戒レベル4、5	
県	・NEXCO 中日本への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 ・高速道路等の規制に係る情報の確認 ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等への交通規制情報の周知 ・NEXCO 中日本への避難に関する情報の提供
警察	・一般住民等の避難開始に伴う交通規制 ・広域避難車両の交通誘導 ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
NEXCO 中日本	・状況に応じ、交通規制の実施 ・報道機関への交通規制情報の提供 ・高速道路等利用者への火山状況及び交通規制情報の周知 ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
合同会議	・交通規制情報の集約、共有及び広報、発信 ・NEXCO 中日本との交通規制区間の調整
噴火開始直後	
NEXCO 中日本	・高速道路等の点検 ・破損、欠損等が生じた場合の道路通行の禁止または制限 ・破損、欠損箇所等の応急復旧に向けた情報収集

		・高速道路等利用者への情報提供
噴火開始後		
	NEXCO 中日本	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路等の点検 ・破損、欠損等が生じた場合の道路通行の禁止または制限 ・破損、欠損箇所等の応急復旧 ・合同会議での交通規制、広域迂回路に関する調整 ・交通規制、迂回路情報等の高速道路等利用者への情報提供 ・報道機関への交通規制情報の提供 ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
	警察	<ul style="list-style-type: none"> ・一般住民等の避難開始に伴う交通規制 ・広域避難車両の交通誘導 ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
	公安委員会	・必要に応じ、緊急交通路の指定
	合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制情報の集約、共有及び広報、発信 ・公安委員会が指定する緊急交通路と広域避難路の調整

※レベル2（引き下げ時）は、レベル1（平常（情報収集体制））と同様の対応を行う。

5-3 鉄道における運行規制

(1) 基本的な考え方

火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、表 57 に示す実施基準により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制を実施する。実施に当たっては、必要に応じて合同会議において関係機関と調整を行う。

富士山周辺では、鉄道路線は第3次避難対象エリアより外側に通っていることから、基本的に運行規制は噴火後に実施するが、火山の活動状況等により、鉄道事業者の判断で早い段階から規制を行うこともある。また、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる鉄道区間を運行規制の対象とする。

鉄道事業者は、平常時において、広域避難計画に基づく詳細な運行規制の実施方法を検討する。噴火警戒レベル3に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、利用者に周知する。

また、避難勧告等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、速やかに当該区間の運行を休止するとともに、必要に応じてバス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、協議会（または合同会議）において調整を行った上で、運行規制を実施する。

本計画で鉄道運行規制の対象となる鉄道路線は次のとおりである。また、鉄道運行規制の実施例を図 34 に示す。

- ・ 東海旅客鉄道（株）：東海道新幹線、東海道本線、御殿場線、身延線
- ・ 富士急行（株）：富士急行線
- ・ 岳南電車（株）：岳南鉄道線

表 57 鉄道における運行規制の実施基準

実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応
噴火警戒 レベル3以降	— (必要に応じて)	火山活動の状況の把握及び鉄道利用者への周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制
避難勧告等 発令時	避難勧告等が発令された地域を含む区間	運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

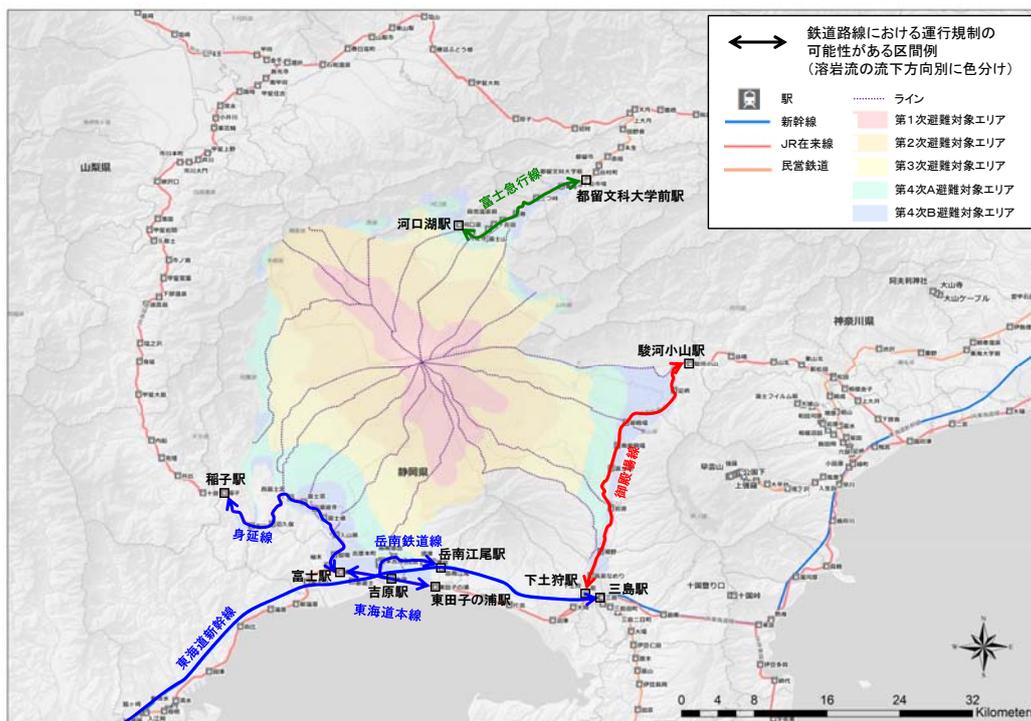


図 34 鉄道における運行規制の実施例

(2) 各機関の対応

鉄道における運行規制に係る各機関の対応事項を表58に示す。

表58 鉄道における運行規制に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (平常)	
県	・ 鉄道事業者への広域避難計画の周知
鉄道事業者	・ 噴火時等における鉄道運行規制の事前検討
協議会	・ 広域避難時の鉄道運行規制に係る調整方法の検討
噴火警戒レベル1 (平常 (情報収集体制))	
県	・ 鉄道事業者への火山活動状況の情報提供
協議会	・ 必要に応じ、協議会の開催 (情報共有及び広報、発信)
噴火警戒レベル3	
県	・ 鉄道事業者への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 ・ 鉄道運行規制に関する情報の確認 ・ 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等に対する鉄道規制の周知 ・ 避難に関する情報の提供 ・ 避難者輸送に関する調整
鉄道事業者	・ 状況に応じて鉄道運行規制の実施 (または検討) ・ 報道機関への鉄道運行規制情報の提供 ・ 鉄道利用者への火山状況及び鉄道運行規制情報の周知
協議会	・ 鉄道運行規制情報の集約、共有及び広報、発信
噴火警戒レベル4、5	
県	・ 鉄道事業者への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 ・ 鉄道運行規制に関する情報の確認 ・ 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等に対する鉄道規制の周知 ・ 鉄道事業者への避難に関する情報の提供 ・ 避難者の鉄道輸送に関する調整
鉄道事業者	・ 状況に応じて鉄道運行規制 (合同会議での調整) ・ 報道機関への鉄道運行規制情報の提供 ・ 鉄道利用者への火山状況及び鉄道運行規制情報の周知
合同会議	・ 鉄道運行規制に関する調整 ・ 鉄道運行規制情報の集約、共有及び広報、発信
噴火開始直後	
鉄道事業者	・ 鉄道路線の点検 ・ 破損、欠損箇所等の応急復旧に向けた情報収集 ・ 鉄道利用者への情報提供
噴火開始後	
鉄道事業者	・ 鉄道路線の点検 ・ 鉄道運行規制の実施 ・ 破損、欠損箇所等の応急復旧 ・ 合同会議での鉄道運行規制に関する調整 ・ 報道機関への鉄道運行規制情報の提供

第3編 第3章 5. 交通規制

5-3 鉄道における運行規制

合同会議	・避難者輸送に関する調整 ・鉄道運行規制情報の集約、共有及び広報、発信
------	--

※レベル2（引き下げ時）は、レベル1（平常（情報収集体制））と同様の対応を行う。

5-4 航空機の安全運航のための措置

国は、合同会議において、噴火発生後の飛行制限区域について噴火の規模や形態に応じて協議する。また、必要に応じてNOTAM（ノータム：Notice to airman）の発出を検討する。

気象庁航空路火山灰情報センター（Tokyo-VAAC）は、富士山噴火に伴う火山灰の監視を行い、航空路火山灰情報を発表して航空関係機関への周知を図る。

合同会議は、必要に応じて報道機関等へ飛行制限区域を周知する。

6. 広域避難路等の堆積物の除去

道路上に火山灰が5mm以上堆積すると、降雨時には除灰車両が動けず除灰作業が困難となることから、広域避難路等が通行不能(図35)となる。避難車両や緊急自動車の通行、資機材の輸送等に大きく影響することから、作業の安全性を確保した上で、速やかに広域避難路等の除灰作業を実施する。

火山噴火に伴う流下物(融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流)に対しては、重要な施設への被害を軽減するため、事前対策として、第1章2.2-3に示すとおりリアルタイムハザードマップなどの予測に基づく導流堤や堆積工等の設置を行う。流下物に覆われた後は、可能ならば速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物により道路が厚く覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合は、合同会議(または協議会)において迂回路を検討する。



※気象庁「降灰予報の高度化に向けた検討会(第1回)」参考資料2「降灰の影響及び対策」に加筆

図35 道路が通行不能となる降灰堆積深

6-1 除灰等に係る対応

(1) 基本的な考え方

道路管理者は、降灰等（障害物を含む）により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。なお、平常時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討しておく。

道路管理者は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令や運転者の不在時等に自ら車両を移動することが可能である（災害対策基本法第76条の6）（図36）。火山災害においても、表59に示す車両移動に関する各項目について検討しておく。



図36 災害対策基本法に基づく放置車両対策

表59 災害対策基本法に基づく車両移動に関する検討項目

	検討項目
	・道路啓開の必要性判断
	・道路区間の指定
	・指定道路区間の周知
	・車両等の移動命令
	・道路管理者による車両等の移動
	・土地の一時使用
	・道路管理者による損失補償

(2) 各機関の対応

広域避難路等の除灰等に係る各機関の対応事項を表60に示す。

表60 広域避難路等の除灰等に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (平常)	
避難実施市町村	・除灰優先区間(庁舎施設や社会福祉施設等への接続道路等)の抽出
県・避難実施市町村	・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成 ・火山灰の仮置き場及び最終処分場(捨て場)の選定
国	・火山灰の最終処分方法の検討
道路管理者	・除灰作業用資機材の所有状況の把握 ・除灰作業計画の策定 ・放置車両の撤去方法の検討
噴火警戒レベル3、4、5	
避難実施市町村	・降灰堆積深の測定準備
県	・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の確認 ・国(国土交通省)、自衛隊及び他の都道府県等への除灰作業の協力要請
道路管理者	・除灰作業用資機材の準備 ・除灰作業計画の確認 ・協定事業者(建設業協会等)への除灰作業の協力要請 ・放置車両の撤去方法の確認
噴火開始後(降灰の堆積状況に応じて)	
避難実施市町村	・県への広域避難路の降灰堆積状況の報告 ・県への除灰、障害物除去等の要請
県	・国(国土交通省)、自衛隊及び他の都道府県等への除灰作業の応援要請
国(国土交通省)・自衛隊	・県の要請に基づく除灰作業の実施
道路管理者	・広域避難路等の除灰状況の把握 ・協定事業者(建設業協会等)への除灰作業の要請 ・管理道路の除灰作業の実施 ・放置車両の撤去の実施
合同会議	・優先して除灰作業を実施する路線、区間の検討

(3) 除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、県、市町村及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火開始後は、国(国土交通省)や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保

に努める。

なお、除排雪資機材等（路面清掃車（ロードスイーパー）、ホイールローダー、除雪トラック、モーターグレーダー、散水車等）は、除灰作業用資機材として代用可能であることから、県内の除排雪資機材等を把握するとともに、他の都道府県等からの支援についても予め調整しておく。



※出典：鹿児島市ホームページ

※出典：中部地方整備局高山国道事務所ホームページ

**写真 [左・中央] 路面清掃車（ロードスイーパー）による道路除灰
[右] 除雪トラック**

(4) 道路除灰等作業計画の作成

道路管理者は、広域避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を以下に示す内容により、予め策定する。

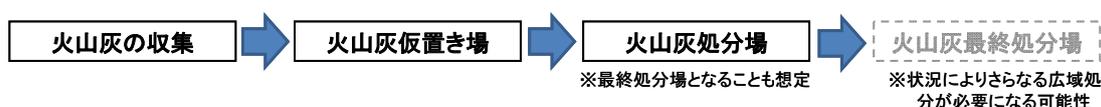
降灰後は、道路管理者が除灰等の作業を実施するが、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議において調整する。

道路除灰等作業計画の主な内容
<ul style="list-style-type: none">・ 降灰状況の把握体制・ 堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討・ 調達可能な除灰作業用資機材の把握・ 優先除灰路線の設定・ 人員、資機材投入パターンの検討・ 資機材用の燃料確保・ 一時仮置き場の設定・ 輸送ルートの設定・ 最終処分方法、処分場所の決定

6-2 火山灰の処分

(1) 基本的な考え方

一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。広域避難路等の除灰作業で収集した火山灰は、図 37 に示す手順により処分を行う。平常時において、県及び市町村は火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。



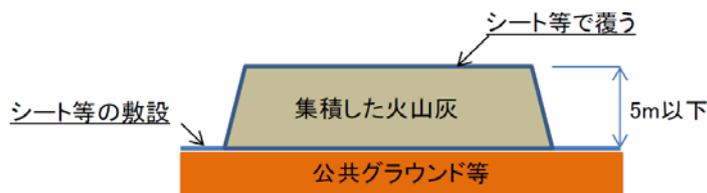
※大規模火山災害対策への提言【参考資料】（平成 25 年 5 月）に加筆

図 37 火山灰の処分手順

(2) 火山灰仮置き場

火山灰仮置き場は、広域避難路等で収集した火山灰を一時的に集積する場所であり、仮置き期間は 1～3 か月程度を想定する（図 38）。

仮置き場となる用地の主な要件
<ul style="list-style-type: none"> ・平坦な場所（火山灰の移動、流出を防止） ・河川や水路などから一定程度離れた場所（下流域への流出を防止） ・ダンプトラックの往来が可能な場所（処分場への移動を想定） ・公有地、公共施設（私有地への集積は、地権者と合意が必要） （例）大型駐車場、公園、公共グラウンド、遊休地 等
留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・用地の現状復旧や処分場への運搬がしやすい工夫（シート等の敷設） ・風による飛散の防止（シート等で覆う） ・降雨による流出防止（排水溝の設置） ・火山灰盛土の崩壊防止（盛土高 5 m 以下） 等



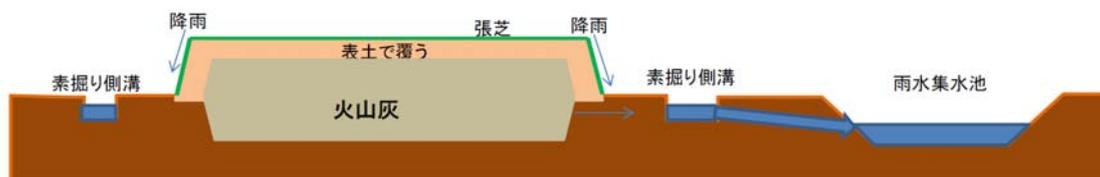
※出典：大規模火山災害対策への提言【参考資料】（平成 25 年 5 月）

図 38 火山灰仮置き場での保管例

(3) 火山灰処分場

火山灰処分場は、火山灰仮置き場に集積された火山灰を収集、運搬し、廃棄する場所（図39）であり、選定には各火山灰仮置き場からの距離や運搬方法等を考慮する必要がある。

処分場となる用地の主な要件
<ul style="list-style-type: none"> ・二次被害を回避するため住宅、河川等に隣接しない場所 ・多量の火山灰を捨てること可能な空間を有する場所 ・ダンプトラックの往来が可能な場所 ・公有地（私有地の場合は地権者と代償措置などについて合意が必要） （例）建設発生土等の土捨て場、砕石場跡地、採鉱跡地、原野 等
留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・風による飛散（表面を土などで物理的に覆う） ・降雨による流出防止（素掘り側溝、雨水集水池等の設置） ・火山灰に付着した火山ガス成分による汚濁水の流出（素掘り側溝、雨水集水池等の設置） 等
処分方法例
<ul style="list-style-type: none"> ・海岸埋立 ・山間部（谷部）の埋立（盛土） ・採石場跡等大規模空間の活用（盛土） ・海洋投棄※ ・有用な資源としての活用（スコリア等） 等 <p>※火山灰は、海洋汚染防止法における「廃棄物」に該当するため海洋への投棄は原則禁止であるが、大規模噴火等に伴い大量の降灰があった場合になどにおいて、緊急的に処理する必要があると環境大臣が判断した場合は、海洋への廃棄が認められる可能性がある。</p>



※出典：大規模火山災害対策への提言【参考資料】（平成25年5月）

図39 火山灰処分場における処置の例（盛土）

7. 避難者の輸送

(1) 基本的な考え方

本計画では、自家用車等による避難を基本とするが、円滑に避難することができない住民のため、市町村は、輸送事業者と協力して、バスやトラック（以下、「輸送車両」という。）による避難者の輸送を実施する。

避難の実施の際に、市町村が輸送事業者に対し、個別に輸送車両の派遣要請を行うと混乱を招くおそれがあることから、県は、予め県バス協会や県トラック協会等と災害時の避難者の輸送に関する協定等を締結し、一括して派遣要請を行う。なお、静岡県においては、県地域防災計画で定める「民間車両借上げ計画」（中部運輸局静岡運輸支局策定）を随時更新し、必要な輸送車両の台数確保に努める。

市町村は、平常時において、輸送車両で避難する住民を予め把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルートを決めて一般住民等に対し周知する。

県は、噴火警戒レベル1（平常（情報収集体制））の段階において、県バス協会や県トラック協会等に火山活動の状況について情報を提供するとともに、避難者の輸送に備えて輸送車両の準備を要請する。

市町村は、避難の実施に当たり、県に対して輸送車両の派遣を要請し、県は、県バス協会や県トラック協会等に対し、協定等に基づき輸送車両の派遣を要請する。市町村は、派遣された輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する。

(2) 各機関の対応

避難者の輸送に係る各機関の対応事項を表61に示す。

表 61 避難者の輸送に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1（平常）	
避難実施市町村	・避難対象者数及び必要輸送車両数の把握 ・輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定（避難計画の策定）
県	・県バス協会及び県トラック協会等との協定の締結
噴火警戒レベル1（平常（情報収集体制））	
避難実施市町村	・避難行動要支援者の輸送準備
県	・県バス協会及び県トラック協会等への火山活動状況の情報提供及び輸送車両の準備要請
県バス協会・ 県トラック協会等	・県の要請に基づく輸送車両の準備（協会員への準備要請）
協議会	・必要に応じ、協議会の開催（輸送に関する調整等）
噴火警戒レベル3、4、5、噴火開始後	
避難実施市町村	・県への輸送車両の派遣要請

第3編 第3章 7. 避難者の輸送

村	
県	<ul style="list-style-type: none">・ 県バス協会及び県トラック協会等への火山活動状況の情報提供・ 避難実施市町村からの輸送車両要請の集約及び調整・ 県バス協会及び県トラック協会等への輸送車両の派遣要請
県バス協会・ 県トラック協 会等	<ul style="list-style-type: none">・ マイカー規制中における登山者の輸送（五合目からの輸送）・ 県の要請に基づく輸送車両の派遣（協会員への派遣要請）

※レベル2（引き下げ時）は、レベル1（平常（情報収集体制））と同様の対応を行う。

8. 避難行動要支援者等への避難支援

8-1 避難行動要支援者及び社会福祉施設等の入所者・入院患者の避難

避難行動要支援者及び社会福祉施設・医療機関（以下、「社会福祉施設等」という。）の入所者・入院患者は、健常者に比べ避難に時間を要することから、一般住民の避難より一段階早い噴火警戒レベルで避難を開始する（表62、第2編 第2章 1. を参照）。社会福祉施設等は、入所者・入院患者の避難が円滑に実施できるよう、避難開始基準に基づき予め避難の準備を行う。

避難行動要支援者は、家族・親戚、民生委員、自主防災組織等の避難支援等関係者による避難支援を、社会福祉施設等の入所者・入院患者は、施設の避難支援を受けて避難する。

避難行動要支援者及び社会福祉施設等の入所者・入院患者の避難先については、繰り返しの避難を避けるため、第4次B避難対象エリアより外側の地域に確保する（図40）。

表 62 避難行動要支援者等の避難開始基準

実施時期	避難対象エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア（全方位）
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア（全方位）
噴火警戒レベル5	第3次避難対象エリア（全方位）
噴火開始直後	第4次A避難対象エリア（必要なライン）
噴火開始後	第4次B避難対象エリア（必要なライン）

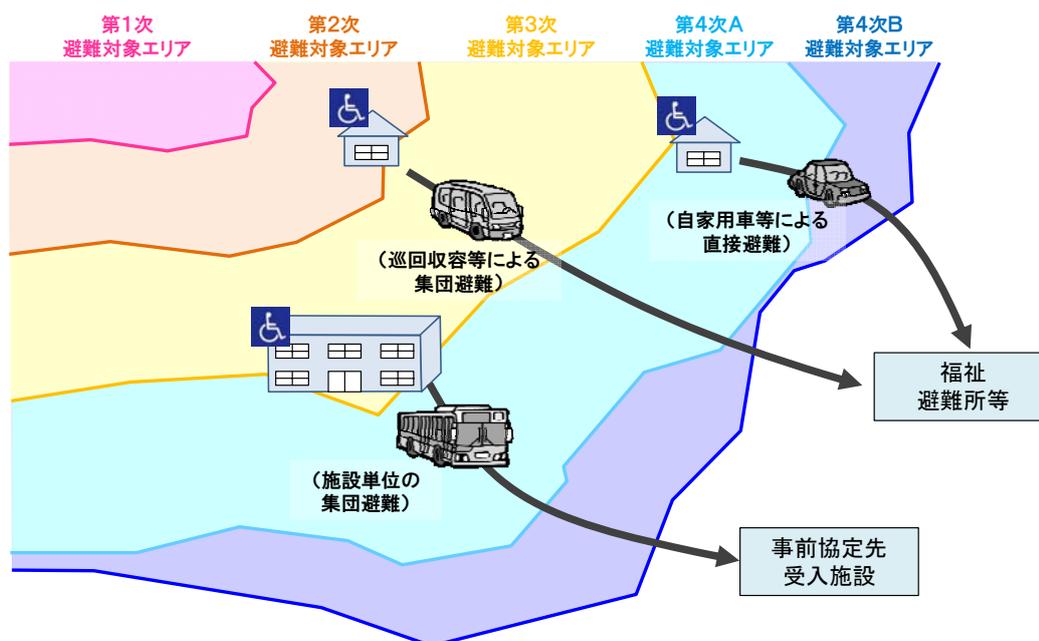


図 40 避難行動要支援者等の避難イメージ

なお、災害対策基本法第49条の10で避難行動要支援者名簿の作成と提供が市町村に義務付けられたことから、本計画においてもこれを活用する。避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、新たに災害対策基本法に定められた事項を以下に示す。

- ・避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
- ・避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること
- ・現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること
- ・名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること

8-2 避難行動要支援者への避難支援

(1) 基本的な考え方

避難実施市町村は、平常時において、避難行動要支援者等の個別計画を作成し、関係者（町内会等、消防団、民生委員、福祉タクシー事業者、地元企業等）と連携して避難支援体制を構築するとともに、第4次B避難対象エリアより外側の地域に福祉避難所を指定する。

噴火警戒レベル1（平常（情報収集体制））の段階では、避難実施市町村は、噴火警戒レベル3への引き上げに備え、避難行動要支援者の避難が円滑に実施できるよう避難の準備を行う。また、避難行動要支援者の避難開始に当たり、福祉避難所を開設し、個別計画に基づく避難支援を行う。

(2) 各機関の対応

避難行動要支援者の避難支援に係る各機関の対応事項を表63に示す。

表 63 避難行動要支援者の避難支援に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1（平常）	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の作成 ・避難行動要支援者の個別計画の作成 ・関係者と連携した避難支援体制の構築
県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村の避難行動要支援者個別計画の集約
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の把握 ・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整
噴火警戒レベル1（平常（情報収集体制））	

避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者及び避難支援等関係者への避難準備の連絡 ・福祉避難所への情報伝達（開設準備等の要請） ・避難行動要支援者の輸送準備
県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村への火山活動状況の情報提供
噴火警戒レベル3、4、5、噴火開始後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象者及び関係者への避難の連絡（避難勧告等） ・福祉避難所への情報伝達（開設準備等の要請） ・避難行動要支援者の輸送
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の避難に係る受入調整

※レベル2（引き下げ時）は、レベル1（平常（情報収集体制））と同様の対応を行う。

8-3 社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援

(1) 基本的な考え方

社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援は、原則として社会福祉施設等が行う。

社会福祉施設等は、平常時において、入所者・入院患者の避難計画を予め作成し、入所者・入院患者の避難先となる施設・機関や輸送手段を確保するなどしておく。また、第4次B避難対象エリアより外側の地域にある施設と入所者・入院患者の受け入れに関する協定を予め締結するなど、避難先を確保しておくことが望ましい。避難先となる施設を確保できない場合は、ホテル・旅館等への避難も検討する。噴火警戒レベル1（平常（情報収集体制））の段階では、社会福祉施設等は、噴火警戒レベル3への引き上げに備え、入所者・入院患者の避難が円滑に実施できるよう避難の準備を行う。

県及び避難実施市町村は、社会福祉施設等から支援要請があったときは、避難先となる施設や輸送手段の確保について支援を行う。

(2) 各機関の対応

社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援に係る各機関の対応事項を表64に示す。

表64 社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1（平常）	
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握
社会福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の避難計画の策定 ・入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保
噴火警戒レベル1（平常（情報収集体制））	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等への避難準備の連絡 ・輸送手段及び避難先施設や輸送手段の確保支援
県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村への火山活動状況の情報提供
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者・入院患者の輸送準備

第3編 第3章 8. 避難行動要支援者等への避難支援
8-3 社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援

等	・避難先施設への受入準備の連絡
噴火警戒レベル3、4、5、噴火開始後	
避難実施市町村	・社会福祉施設等への噴火警戒レベル引き上げの情報伝達
社会福祉施設等	・社会福祉施設等の避難計画に基づく入所者・入院患者の避難

※レベル2（引き下げ時）は、レベル1（平常（情報収集体制））と同様の対応を行う。

9. 住民の安否確認

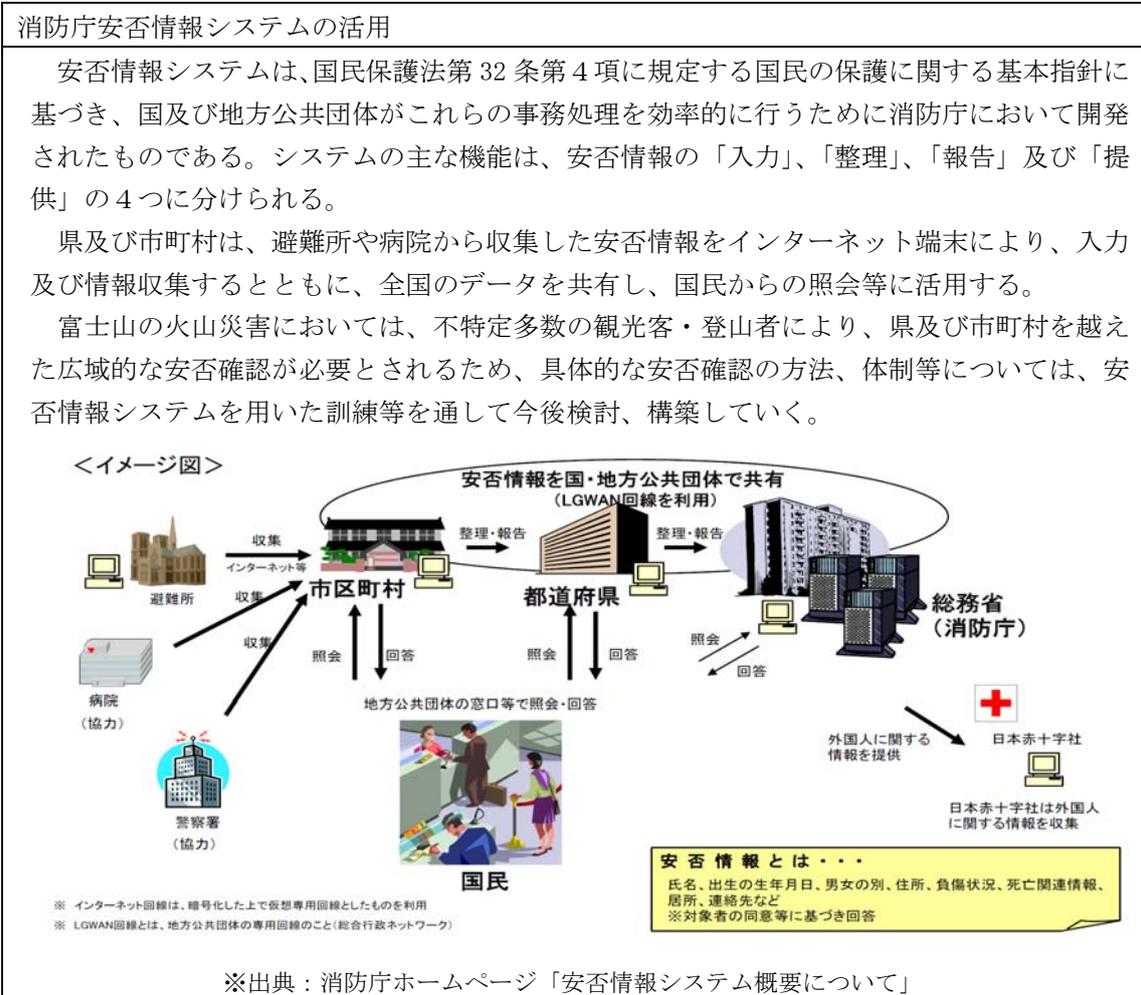
9-1 住民の安否情報の確認

(1) 基本的な考え方

住民の安否情報の確認は、原則として避難実施市町村が行う。町内会等は、住民の安否情報をできるだけ把握して避難実施市町村に報告する。避難実施市町村は、安否情報を集約し、県に報告して安否情報を共有する。

安否情報の確認には、以下に示す消防庁の安否情報システムを活用し、受入市町村は、受入避難所に収容する避難者の情報を把握し、避難実施市町村と協力して安否情報システムに入力する。

県は、国や全国知事会を通じて、他の都道府県や市町村に避難した住民の情報収集及び安否情報システムへの入力を要請する。また、市町村ごとに住民の安否情報を集約する。



(2) 各機関の対応

住民の安否情報の確認に係る各機関の対応事項を表 65 に示す。

表 65 住民の安否情報の確認に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (平常)	
避難実施市町村	・ 町内会等との住民の安否情報連絡体制の構築
避難実施市町村・受入市町村	・ 住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築 ・ 住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施 ・ 職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上
県	・ 市町村の安否情報確認訓練への支援 ・ 避難実施市町村及び受入市町村への安否情報連絡体制の構築
噴火警戒レベル1 (平常 (情報収集体制))	
避難実施市町村	・ 町内会等への住民の安否情報連絡体制の確認
避難実施市町村・受入市町村	・ 安否情報システムの操作確認
県	・ 安否情報システムの操作確認 ・ 避難実施市町村及び受入市町村への安否情報連絡体制の確認
噴火警戒レベル3、4、5、噴火開始後	
避難実施市町村	・ 町内会等への住民の安否確認の照会 ・ 町内会等への住民の避難先の確認 ・ 受入市町村と協力して、安否情報システムへの入力
受入市町村	・ 受入避難所の避難者の情報を把握 ・ 避難実施市町村と協力して、安否情報システムへの入力
町内会等	・ 避難実施市町村への住民の安否情報 (避難先) の報告
県	・ 国、全国知事会を通じて、他の都道府県や市町村に避難した住民の情報提供及び安否情報システムへの入力を要請 ・ 報道機関を通じ、全国の自主避難者に対し避難先の市町村への届け出を呼びかけ ・ 避難実施市町村が把握している住民の安否情報の集約

※レベル2 (引き下げ時) は、レベル1 (平常 (情報収集体制)) と同様の対応を行う。

9-2 避難未実施者の搜索・救助

(1) 基本的な考え方

避難実施市町村は、入山規制の実施、避難指示の発令及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。山小屋組合等や町内会等が把握している避難未実施者の状況を照会するとともに、警察、消防、自衛隊等と協力して避難未実施者の

搜索・救助を行い、その結果を県に報告する。

県は、搜索・救助に関する応援について関係機関との調整を行う。また、避難未実施者に関する情報を集約する。

なお、救助活動を行う機関は、負傷者、病人、子供及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。また、二次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。

(2) 各機関の対応

避難未実施者の搜索・救助に係る各機関の対応事項を表 66 に示す。

表 66 避難未実施者の搜索・救助に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (平常)	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会等との住民の安否情報連絡体制の構築 ・住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施 ・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の安否情報確認訓練への支援 ・避難実施市町村及び受入市町村への安否情報連絡体制の構築
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築
噴火警戒レベル1 (平常 (情報収集体制))	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会等との住民の安否情報連絡体制の確認 ・安否情報システムの操作確認
県	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報システムの操作確認 ・避難実施市町村及び受入市町村への安否情報連絡体制の確認
噴火警戒レベル3、4、5、噴火開始後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会等及び山小屋組合等へ避難未実施者情報の照会 ・避難未実施者の把握 ・警察、消防及び自衛隊と協力して、登山道や避難対象エリア、警戒区域での避難未実施者の搜索及び救助の実施 ・避難未実施者情報の収集及び県への報告 ・県への避難未実施者の救助の支援要請 (自衛隊の派遣要請等)
町内会等・山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難未実施者の把握及び避難実施市町村への住民の安否情報 (避難先) の報告 ・避難未実施者への避難の呼びかけ ・必要に応じ、避難実施市町村への救助要請
県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村が把握している避難未実施者情報の集約 ・避難実施市町村の要請に基づく自衛隊への派遣要請 ・職員動員による救助活動の支援 ・救助活動の総合調整

第3編 第3章 9. 住民の安否確認

9-2 避難未実施者の捜索・救助

警察・消防	・避難実施市町村と協力して避難未実施者の捜索及び救助の実施
自衛隊	・県の要請に基づく救助活動の実施

※レベル2（引き下げ時）は、レベル1（平常（情報収集体制））と同様の対応を行う。

9-3 負傷者等への医療救護対応

(1) 基本的な考え方

避難実施市町村は、避難時等に負傷者や病人等が発生した場合、医療機関と連携して医療救護活動を行う。

県は、大量の負傷者や病人等が発生して医療機関が混乱するおそれがある場合、県医療救護計画等で定める体制の中で適切な医療救護活動を行う。また、医療機関の状況を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。

医療救護活動に当たっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努める。

(2) 各機関の対応

負傷者等への医療救護活動に係る各機関の対応事項を表67に示す。

表67 負傷者等への医療救護活動に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1（平常）	
県・避難実施市町村・医療機関	・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
噴火警戒レベル1（平常（情報収集体制））	
避難実施市町村・医療機関	・避難実施時における医療体制の準備
県	・避難実施市町村への火山活動状況の情報提供
噴火警戒レベル3、4、5、噴火開始後	
避難実施市町村	・医療供給が不足するおそれがある場合、県にあっせんの要請
県	・多数の負傷者等が発生し医療機関が混乱した場合、県医療救護計画等で定める体制の中で適切な医療救護活動の実施 ・医療機関の状況を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握 ・医療機関の状況や市町村等の要請に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）等による応援の派遣等の実施
県・避難実施市町村	・避難の過程で負傷者等が発生した場合、医療機関と連携して医療救護対応
医療機関	・県、避難実施市町村と協力して負傷者等発生時の医療救護対応 ・効率的な医療救護活動のため、必要に応じてトリアージの実施

※レベル2（引き下げ時）は、レベル1（平常（情報収集体制））と同様の対応を行う。

10. 避難所の開設・運営

本計画では、避難所を「避難実施市町村が各市町村内に開設する避難所（以下、「避難所」という。）」と「受入市町村が広域避難者の受入れのために開設する避難所（以下、「受入避難所」という。）」に区別する。

10-1 避難実施市町村による各市町村内の避難所の開設

(1) 基本的な考え方

避難実施市町村は、避難勧告等を発令したときは、各市町村内の指定避難所を開設して避難者を受け入れる。できる限り同じ町内会等の住民が同じ避難所となるよう調整するとともに、避難所が不足する場合は、指定避難所以外の施設を避難所として開設するよう努める。

(2) 各機関の対応

避難実施市町村による避難所の開設に係る対応事項を表 68 に示す。

表 68 避難実施市町村による避難所の開設に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1（平常）	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所施設の指定及びリスト化 ・町内会等ごとに避難対象者のリスト化 ・避難所との連絡体制等の構築
噴火警戒レベル1（平常（情報収集体制））	
避難実施市町村	・避難所の開設準備
県	・避難実施市町村への火山活動状況の情報提供
噴火警戒レベル3、4、5、噴火開始後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 ・避難者の受入れ状況の把握及び県への報告 ・自主避難者の情報収集及び県への報告
県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設状況の集約 ・広域避難者の受入状況及び自主避難者の避難状況の集約

※レベル2（引き下げ時）は、レベル1（平常（情報収集体制））と同様の対応を行う。

10-2 受入市町村による一時集結地及び受入避難所の開設

(1) 基本的な考え方

受入市町村は、噴火警戒レベルが3に引き上げられたとき、避難先となる受入避難所の開設準備を行う。その後、避難実施市町村が避難勧告等を発令し、広域避難が開始されるとき、受入避難所を開設する。県は、受入避難所の開設状況及び広域避難者の受入状況等を集約する。

第3編 第3章 10. 避難所の開設・運営

10-2 受入市町村による一時集結地及び受入避難所の開設

(2) 各機関の対応

受入市町村による一時集結地及び受入避難所の開設に係る各機関の対応事項を表 69 に示す。

表 69 受入市町村による一時集結地及び受入避難所の開設に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (平常)	
避難実施市町村	・ 広域避難対象者の把握 (避難計画の策定)
県	・ 避難実施市町村の広域避難対象者の把握 ・ 受入市町村の受入避難所及び収容可能数の把握 ・ 駐車場を考慮した一時集結地の設定及びリスト化
県・避難実施市町村	・ 受入市町村をグループ化した受入地域を予め設定
県・受入市町村	・ 広域避難者受入時の実施事項の整理 ・ 必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結
噴火警戒レベル1 (平常 (情報収集体制))	
避難実施市町村	・ 県への広域避難対象者数の報告 ・ 一時集結地、受入避難所及び受入市町村への派遣職員の選定と準備
受入市町村	・ 県への受入避難所収容可能数の報告 ・ 一時集結地施設及び受入避難所施設との使用に関する調整
県	・ 避難実施市町村及び受入市町村への火山活動状況の情報提供 ・ 避難実施市町村への広域避難対象者数の照会 ・ 受入市町村への受入避難所収容可能数の照会 ・ 広域避難者の避難先となる受入市町村の調整及び決定 ・ 避難実施市町村及び受入市町村に受入調整結果の伝達
噴火警戒レベル3、4、5、噴火開始後	
避難実施市町村	・ 住民の避難先となる受入市町村及び一時集結地の指示 (避難勧告等) ・ 一時集結地、受入避難所及び受入市町村への職員派遣 (人員整理等) ・ 一時集結地及び受入避難所の開設準備及び開設
受入市町村	・ 一時集結地の施設管理者に対する使用許可の申請 ・ 一時集結地及び受入避難所への職員派遣 (人員整理等) ・ 一時集結地及び受入避難所の開設準備及び開設 ・ 広域避難者の避難先となる受入避難所の調整及び決定 ・ 受入避難所ごとの広域避難者の把握及び県への報告 ・ 一時集結地の運営
県	・ 必要に応じ、一時集結地への職員派遣 (人員整理等) ・ 受入避難所の開設状況及び広域避難者の受入状況等の集約

※レベル2 (引き上げ時) は、レベル1 (平常 (情報収集体制)) と同様の対応を行う。

10-3 避難所の運営

(1) 基本的な考え方

避難所の運営は、原則として避難実施市町村の職員及び町内会等が行う。受入避難所の運営は、原則として避難実施市町村の職員及び町内会等が行うが、避難初期において運営体制が整わない場合、受入市町村が、地域防災計画や避難所運営マニュアル等に従い、円滑な避難所運営ができるよう支援する。また、避難実施市町村の職員及び町内会等は、円滑に避難所運営ができるよう相互に協力する。なお、避難所の運営に当たり、生活環境を確保するため、避難者の安全やプライバシーの確保、ペット対策等にも配慮する。

(2) 避難所の開設期間

避難所の開設期間は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」で定める日数（7日間）を基本とし、できるだけ短期間とすることが前提であるが、特に火山災害では、火山の状況等に応じて開設期間の延長にも柔軟に対応する必要がある。避難実施市町村は、開設期間を延長する場合は、県及び受入市町村と協議し、県は、内閣総理大臣との協議により同意を得る必要がある。

(3) 駐車場の確保

本計画では、自家用車等による避難を基本としているため、避難の際には多数の車両により避難所の駐車スペースが不足するおそれがある。県、避難実施市町村及び受入市町村は、必要に応じて、その他の公共施設や民間施設にある駐車場の活用を検討するなど、駐車スペースの確保に努める。

(4) 受入避難所の運営に係る費用負担

受入避難所の運営に係る費用は、避難実施市町村が負担する。原則として、受入市町村が立替え払いした費用を、後日、避難実施市町村が受入市町村に支払うこととする。なお、具体的な支払方法は、避難実施市町村及び受入市町村が調整（他の都道府県に広域避難した場合は、県も交えて調整）し、決定する。

10-4 自主避難者の受入れ

本計画では、「自主避難者」を避難勧告等の発令前に避難所以外の場所（親戚・知人宅及び宿泊施設等）へ自らの意思で避難する者として定義する。自主避難は、避難者が分散して避難するため渋滞等の緩和や避難所の確保が容易となるなどの状況に繋がる場合もある一方、避難勧告等の発令前には受入難所が開設されていない場合や、本来の避難先でない市町村に受入れを求められる場合も生じかねない。自主避難者が受入避難所に避難してきた場合、その市町村は親戚・知人宅及び宿泊施設等へ避難するよう勧める。避難実施市町村は、平常時から住民に対し自主避難の考え方について周知する。

1.1. 避難長期化対策

1.1-1 一時帰宅措置

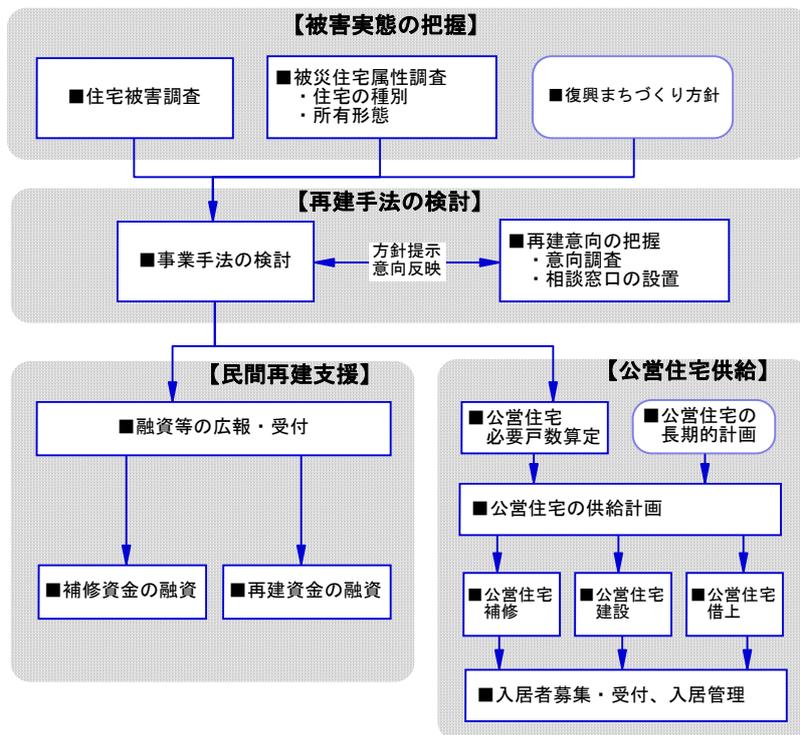
避難実施市町村は、火山活動が小康期に入った場合、合同会議（または協議会）において、気象庁や火山専門家等の意見を聞き、避難者の一時帰宅を検討する。実施に当たり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

1.1-2 被災者への住宅供給

(1) 基本的な考え方

避難実施市町村は、避難が長期間に及んだ場合、自宅への居住が困難となった被災者に公営住宅のあっせんや民間賃貸住宅の情報提供を行うなど、応急的な住宅の供給を検討する。県は、応急仮設住宅の建設候補地の調整など、必要に応じて支援を行う。

県及び避難実施市町村は、応急仮設住宅の解消や被災者の生活再建を図るため、恒久的な住宅供給の推進に努める。住宅被害調査により必要な供給戸数を算出し、被災地の復興方針等を踏まえて住宅再建手法を検討する。また、被災者の再建意向を聞き取り調査等により把握し、公営住宅の供給計画、資金融資等による住宅の補修・再建等供給方針やプログラムを定め、被災者に提示する。住宅確保・再建支援のフロー（例）を図41に示す。



※出典：富士山火山広域防災対策検討会報告書（平成17年7月）

図41 住宅確保・再建支援のフロー（例）

(2) 応急的な住宅供給

1) 応急仮設住宅の設置

県及び避難実施市町村は、自宅損壊等により居住できなくなった被災者のため、応急仮設住宅を建設する。応急仮設住宅の建設候補地から用地を選定し、(一社)プレハブ建築協会及び静岡県木造応急仮設住宅建設協議会があっせんした仮設住宅建設業者に発注する。

2) 公営・民間賃貸住宅の活用

県及び避難実施市町村は、応急仮設住宅の建設には時間を要することから、公営住宅の災害時の一時使用や、民間賃貸住宅を災害救助法第4条第1項第1号の応急仮設住宅として借り上げる措置により、避難者の住宅を確保する。ただし、民間施設を借り上げる場合は、仮設住宅とみなす期間を検討する必要があることに留意する。

県及び避難実施市町村は、公営住宅への一時入居が迅速に行えるよう、平常時から定期的に公営住宅の空き状況を把握しておくとともに、民間賃貸住宅についても、業界団体等から定期的に空き状況を把握できる体制を構築しておく。

(3) 恒久的な住宅供給

県及び避難実施市町村は、災害が終息して仮設住宅を撤去する段階となっても、自力で住宅を確保できない避難者に対しては、公営住宅の供給により住宅確保を支援する。また、民間賃貸住宅を借り上げて公営住宅とし避難者に転貸するなど、民間賃貸住宅を公営住宅として活用することも検討する。

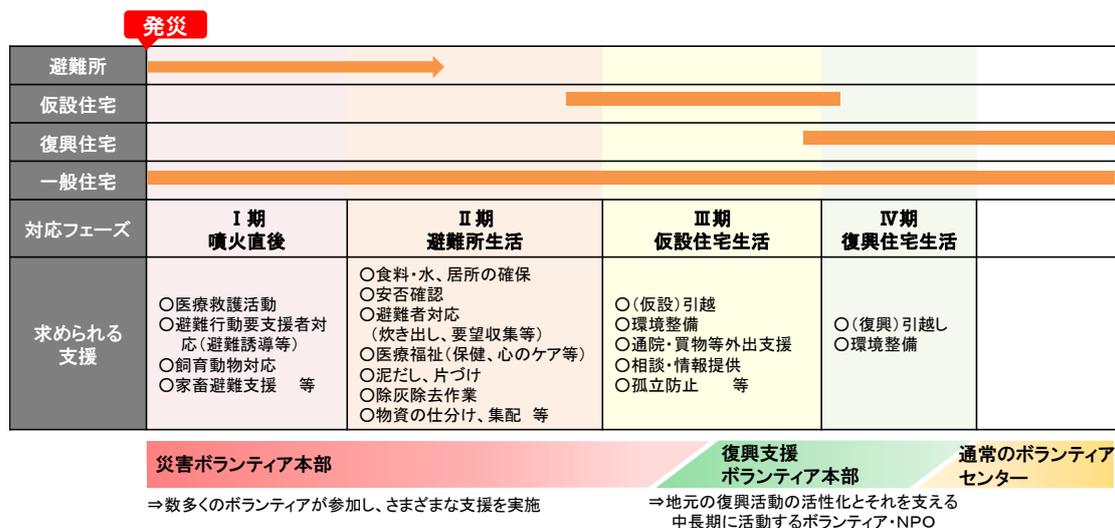
住宅の補修や再建においては、被災者生活再建支援法の居住安定支援制度の適用や住宅再建資金の貸付等により支援を行う。

11-3 ボランティアの活用

(1) 基本的な考え方

火山災害では、避難所等の運営や降灰の除去など、多くのボランティアを必要とする状況が生じる。県及び避難実施市町村は、ボランティアの受入体制を構築するとともに、噴火の際に求められる支援の内容に対応しボランティアを有効活用する(図42)。

なお、本計画では、噴火前から避難を開始し避難所が開設されるため、噴火前からのボランティアの受入れを検討する必要がある。



※静岡県「災害時のボランティア受け入れ手引（平成25年度改訂版）」を基に作成

図42 市町村のボランティア本部の体制と活動内容

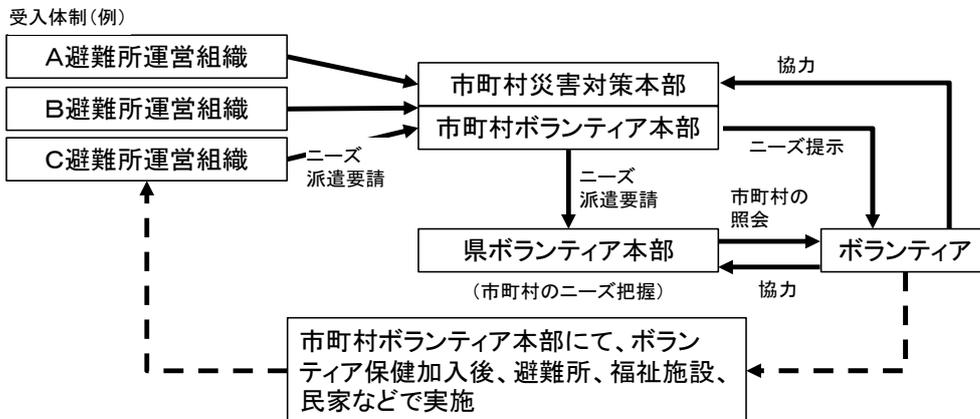
(2) ボランティアの受入れ体制

ボランティアの受入れは、原則として避難実施市町村ごとに社会福祉協議会やボランティア団体により運営される市町村災害ボランティア本部において実施する(図43)。市町村災害ボランティア本部は、住民や自主防災組織等の避難所運営組織からの要請を受け、避難実施市町村の災害対策本部等と連携し、被災者の生活ニーズの把握、被災状況等の情報収集・発信、県内外の他機関・他団体等との連携・連絡調整等を行う。また、インターネット等を活用し、ボランティア募集、必要な装備、注意事項等について広報を行う。

県においては、県社会福祉協議会及び県ボランティア協会と連携して、県災害ボランティア本部を設置する。県災害ボランティア本部は、県災害対策本部や県外ボランティア関係団体等と連携して、災害ボランティア関連情報の収集・発信や各支援団体間の連携促進等を行う。さらに市町村支援チーム等を設置し、県の各支部本部(出先機関)等との連携のもと、市町村ボランティア本部に関する情報収集や各支援調整、市町村災害ボランティア本部の運営支援等を行う。

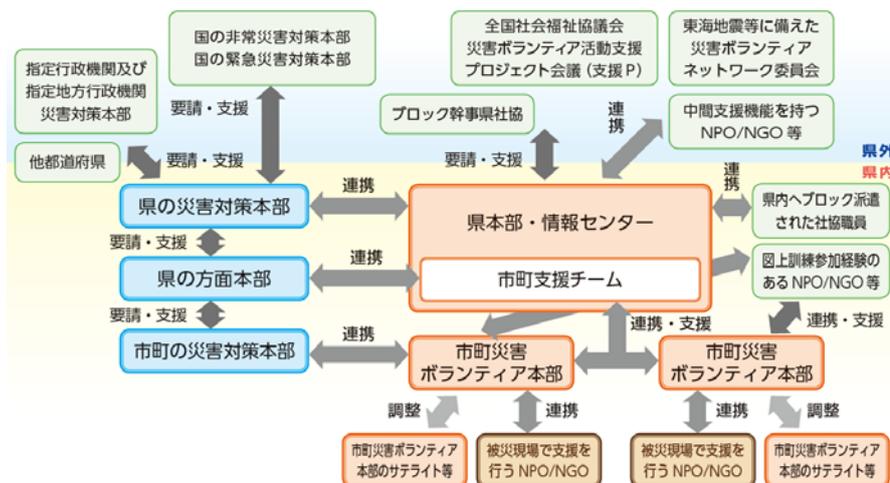
なお、静岡県においては、避難実施市町村は、ボランティアの宿営地の確保に努める。

【山梨県】



※出典：山梨県災害時避難対策指針（平成25年3月改正）

【静岡県】



※出典：静岡県「災害時ボランティア受け入れ手引き」（平成25年度改訂版）

図43 山梨県・静岡県におけるボランティアの受入・連携体制

12. 家畜避難

(1) 基本的な考え方

畜産事業者は、家畜避難を円滑に実施するため、平常時から、県及び市町村の支援のもと、予め家畜移送計画の策定に努める。噴火警戒レベルが引き上げられた場合は、表70に示す実施基準により、家畜移送計画に基づく家畜避難を実施する。

協議会（または合同会議）は、避難対象エリアに残された家畜がある場合、関係機関で対応に当たる。

避難実施市町村は、予め市町村内の畜産事業者の実態（事業者数、畜種別頭羽数）を把握するとともに、家畜避難の実施基準等について家畜事業者に周知する。

表70 家畜避難の実施基準及び家畜数

実施時期	避難対象エリア	家畜数（概数） [頭羽]	
		山梨県	静岡県
噴火警戒レベル4	第1次避難対象エリア	—	—
噴火警戒レベル5	第2次避難対象エリア	7.8万	33万

※山梨県の家畜数は平成26年8月現在、静岡県の家畜数は平成24年2月現在

(2) 各機関の対応

家畜避難に係る各機関の対応事項を表71に示す。

表71 家畜避難に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1（平常）	
県・避難実施市町村	・ 畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数） ・ 畜産事業者の家畜移送計画の策定支援
畜産事業者	・ 家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討 ・ 家畜移送計画の策定
噴火警戒レベル1（平常（情報収集体制））、3	
避難実施市町村	・ 畜産事業者への火山活動状況の情報提供
畜産事業者	・ 家畜避難の準備（第1次、第2次避難対象エリア）
噴火警戒レベル4、5	
避難実施市町村	・ 家畜避難の実施基準に基づく畜産事業者への家畜避難開始の連絡
畜産事業者	・ 家畜避難計画に基づく家畜避難の実施
合同会議	・ 残された家畜への対応の協議
噴火開始後	
避難実施市町村	・ 家畜避難状況の把握

村	
畜産事業者	・家畜避難計画に基づく家畜避難の実施
合同会議	・残された家畜への対応の協議 ・家畜避難の解除の検討

※レベル2（引き下げ時）は、レベル1（平常（情報収集体制））と同様の対応を行う。

第4編 今後の検討事項

協議会は、富士山火山防災対策について共同で検討を行い、随時、本計画に反映していくこととする。今後、協議会で検討すべき事項を以下に示す。

・富士山ハザードマップの見直し

現在の富士山ハザードマップが公表されてから10年以上経過していることから、その後の新たな知見や技術などを考慮し、融雪型火山泥流の避難対象エリアの提示等、ハザードマップの見直しの検討を行う。

・堅牢な建物の基準及び指定方法

本計画では、融雪型火山泥流、降灰（小さな噴石）及び降灰後土石流の避難先を堅牢な建物と定義しており、建物の構造や強度など指定基準の検討を行う。

・広域避難路等の堆積物の除去

噴火後における広域避難路等の確保には堆積物（火山灰や流下物）の除去が必要となる。本計画では除灰方法については具体的に記載したが、流下物（融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流）による堆積物の除去方法については具体的な記載までは及んでいないため、今後検討を行う。また火山灰の処分方法についても、同様に今後検討を行う。

・突発的な噴火に対する観光客・登山者の安全対策

平成26年9月の御嶽山の噴火災害を受けて、富士山における突発的な噴火に対する観光客・登山者の安全対策の検討を行う。

・大規模な火山現象が複合的に発生した場合を想定した避難計画

本計画では、大規模な溶岩流の流下を想定した3ライン同時避難まで検討したが、これに加えて、大規模な溶岩流と大量の降灰などの火山現象が複合的に発生した場合を想定した避難計画の検討を行う。

・連続災害（巨大地震後の火山噴火など）を想定した避難計画

本計画は、富士山噴火が単独で発生する「単独災害」を前提としているが、巨大地震後に富士山が噴火するケースなどの「連続災害」を想定した避難計画の検討を行う。

・避難対象者の受入先の確保

避難対象者の避難先となる市町村を予め指定できるよう受入先の確保に努める。また、複合的な火山現象や連続災害が発生した場合、県内市町村の受入避難所の確保が困難になることから、他の都道府県の避難者受入先の確保について検討を行う。

参考文献

- 1) 富士山火山広域防災対策検討会報告書、平成 17 年 7 月、富士山火山広域防災検討会
- 2) 富士山火山広域防災対策基本方針、平成 18 年 2 月、中央防災会議
- 3) 噴火時の避難に係る火山防災体制の指針、平成 20 年 3 月、火山情報等に対応した火山防災対策検討会
- 4) 噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き、平成 24 年 3 月、火山防災対策の推進に係る検討会
- 5) 大規模火山災害対策への提言、平成 25 年 5 月、広域的な火山防災対策に係る検討会
- 6) 避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針、平成 25 年 8 月、内閣府（防災担当）
- 7) 富士山火山噴火に対する避難支援計画、平成 26 年 1 月 8 日、東部地域相互応援協定連絡協議会
- 8) 火山防災応急対策対処方針、平成 26 年 3 月、中央防災会議主事会議
- 9) 山梨県災害時避難対策指針、平成 25 年 3 月改正、山梨県
- 10) 災害時ボランティア受け入れ手引き（平成 25 年度改訂版）、静岡県危機管理部、静岡県社会福祉協議会・静岡県ボランティア協会
- 11) 山梨県地域防災計画、平成 26 年 3 月
- 12) 静岡県地域防災計画、平成 26 年 6 月
- 13) 神奈川県地域防災計画、平成 24 年 12 月

用語の解説

本計画で使用する主な用語の意味は、以下のとおりである。

<富士山火山広域避難計画>

■あ行

一時集結地

広域避難者が、目的地である受入市町村の避難所に避難する前に一旦集合する中継地点。原則として受入市町村内に設ける。

受入市町村

広域避難者を受入れる市町村。

受入避難所

受入市町村が、広域避難者を受け入れるために開設する避難所。

■か行

火山災害警戒合同会議

噴火警戒レベル4が発表され、政府の現地警戒本部が設置された場合において、議長（現地警戒本部長）の判断により開催される会議。県及び市町村の警戒本部と噴火等の兆候に関する情報等を交換し、それぞれが実施する火山防災応急対策について相互に協力することを目的とする。構成員は、国、県、市町村、火山専門家等であり、協議会の枠組みを活用した会議となる。

火山災害対策合同会議

噴火警戒レベル5が発表され、政府の現地対策本部が設置された場合において、議長（現地対策本部長）の判断により開催される会議。目的、構成員は火山災害警戒合同会議と同様。

緊急交通路

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害対策基本法第76条第1項に基づき、公安委員会が、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のために指定する路線と区間。緊急通行車両（緊急自動車、災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両等）以外の一般車両の通行が禁止、制限される。

県（各県）

本計画では、県とは山梨県、静岡県、神奈川県の3県を指す。

広域避難ルート

実際に避難する際の広域避難路の経路（ルート）。

広域避難路

広域避難を行う上で軸となる避難路。本計画では、主に幹線道路を広域避難路として指定する。なお、避難時の渋滞や公安委員会により緊急交通路に指定された場合を考慮して多重化している。

合同会議

火山災害警戒（対策）合同会議の略称として本計画で使用。会議の詳細は各項目を参照。

■さ行

自主避難者

避難勧告等の発令前に親戚・知人宅及び宿泊施設等（市町村避難所以外）へ自己責任で自主的に避難する者。

市町村

本計画では、一般的な総称としてのみ使用し、目的ごとに使用する際は、富士山周辺市町村、避難実施市町村、受入市町村と区別して使用する（詳細は各項目を参照）。

■た行

登山道（登山口）

観光客・登山者が、登山口（五合目）から富士山頂まで登るための道を登山道という。吉田ルート、須走ルート、御殿場ルート、富士宮ルートの4つの登山道がある。

道路管理者

本計画では、国・県・市町村の道路管理者、NEXCO 中日本及び県道路公社を指す。

■は行

避難実施市町村

富士山の火山災害から住民等を広域避難させる市町村。

避難未実施者

市町村が、入山規制及び避難確認等の発令並びに警戒区域の設定を行った地域において、避難していない者。災害対応で残留する者は除く。

避難行動要支援者

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により定められた用語で、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する「要配慮者」のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人をいう。

福祉避難所

一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者のため、バリアフリー対策が施され、福祉サービス等が受けられるよう、予め指定された社会福祉施設等を指す。

富士山周辺市町村

富士山周辺15市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町、小山町、御殿場市、裾野市、三島市、沼津市、長泉町、富士市、富士宮市）を指す。

■ら行

リアルタイムハザードマップ

火山のリアルタイムハザードマップは、プレアナリシス型とリアルタイムアナリシス型に分類される。プレアナリシス型は、予め計算した結果をデータベースとして格納し、発生した火山現象により近い条件のハザードマップを検索するものであり、リアルタイムアナリシス型は、火山現象の発生が予測されたとき、その条件に応じた計算を行いハザードマップを作成するものである。

<火山活動に関する用語>

■ かけ

火山活動解説資料

気象庁が、地図や図表を用いて火山の活動の状況や警戒事項について定期的または必要に応じて臨時に解説する資料。

火山の状況に関する解説情報

気象庁が、火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報。噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に発表。

■ はけ

噴火に関する火山観測報

気象庁が、噴火が発生（ごく小規模なものは除く）したことを知らせる情報。

改訂履歴

平成 26 年 2 月 第 1 編及び第 2 編策定

平成 27 年 3 月 第 3 編及び第 4 編策定、第 1 編 3 . 追記